

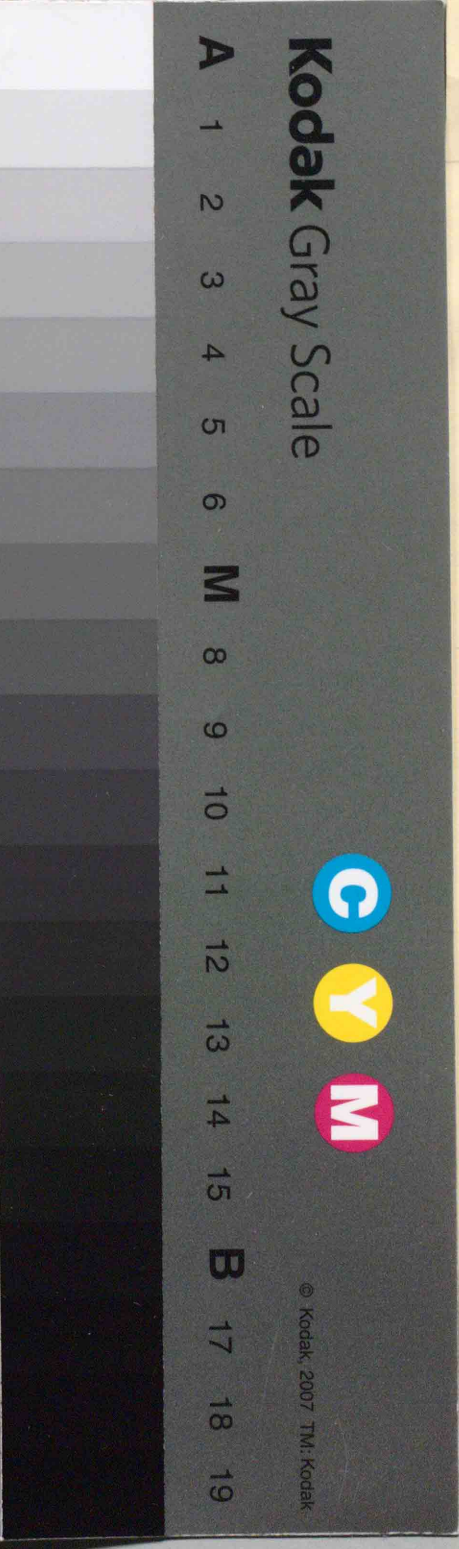
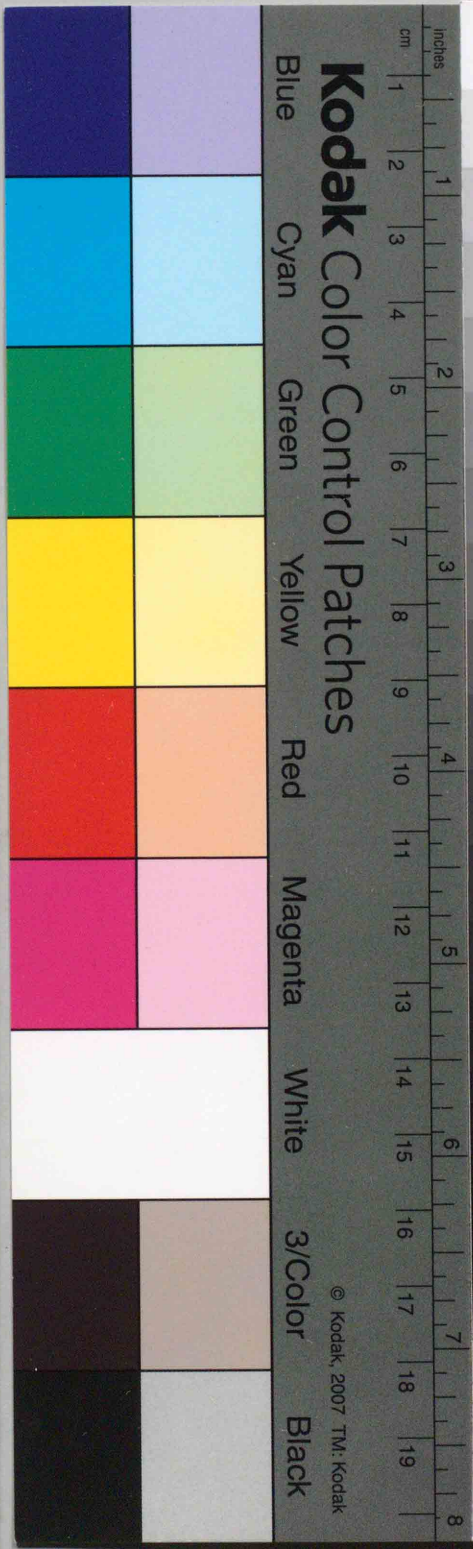
日三月七年三十正大
濟定檢省部

375.9
Hi18
資料室

廣島縣教育會編纂
訂改 商業教科書

卷二

東京
社會資合
館盟六



41114
教科書文庫
4
670
32-1924
20000
26555



第七百貳號

日三月六年五十正大

用校學小等高

濟定檢省部文

資料室

3759
H:18

廣島縣教育會編纂

卷二

訂改
商業教科書

東京
合資
會社
六盟館

七百貳號

!!!

改訂 商業教科書卷二

目次

第一期	商業の發達	一
第二期	商 品	三
第三期	問 屋	五
第四課	委託販賣	七
第五課	委託買付	一〇
第六課	代理商及び仲立人	一三
第七課	會 社	一六
第八課	株式會社	一八
第九課	有價證券	二三
第十課	取引所	二七
第十一課	銀 行	三三
第十二課	預 金	三七

目次

廣島大學圖書印



三学期

第十三課	割引及び貸付	四一
第十四課	荷爲替	四八
第十五課	爲替	五三
第十六課	手形交換所	五五
第十七課	倉庫	五七
第十八課	倉庫證券	五九
第十九課	鐵道	六九
第二十課	鐵道運賃	七〇
第二十一課	海運	七五
第二十二課	外國貿易	七七
第二十三課	稅關	七九
第二十四課	保險	八二
第二十五課	海上保險	八四
第二十六課	運送保險	八九
第二十七課	火災保險	九二

第二十八課	生命保險	九五
第二十九課	商業會議所及び興信所	九九
第三十課	商品陳列所及び博覽會	一〇一
第三十一課	社會と商人	一〇三

目次



改訂 商業教科書 卷二

廣島縣教育會編纂



第一課 商業の發達

商業の發達

太古は人類の生活甚だ簡單にして、漁獵によりて衣食の料を得、穴中に住むの有様なりしが故に、此の時代に於ては固より商業なるものあることなし。人智漸く開け、生活の法稍進むに及び、物と物との交換行はれ、其の後貨幣を媒介とする物品の交換、即ち賣買行はるゝに至り、茲に始めて商業の發生を見、かくて社會に於ける分業發達すると共に、商業は農業・鑛業・水産業・工業等と併存して、次第

に重要な地位を占むるに至りしなり。農業は田畑を耕して、米・麥・綿等を收穫し、養蠶をなし、或は牛・馬を養殖する等の事業、鑛業は地中より、金・銀・銅・鐵・石炭・石油等の鑛物を採掘する事業にして、水産業は河・海・湖・沼等より、魚・貝・海獸等を獲又は海草類を採取する業なり。而して工業は、是等各種の事業によりて得たる原料品に人工を加へ、住居・衣服・食料品等各種の物品を製造する事業なり。商業及び是等の事業は、互に連絡して生活に必要な各種の物品を社會に供給するを以て、世人は、各其の好むところの職業に従ひて、尙よく其の生活を全うすることを得るなり。

現代の商業 昔は、商人は専ら自己の資本を以て賣買に従事し、貨物の運送・保管の如きも、亦自ら之をなすを常とし

たりしかば、商業といへば、商品賣買業の外殆ど見るべきものなかりしも、今や金融の便を計るを專業する銀行業、専ら物品の運送に當る運送業、貨物の保管をなす倉庫業等は勿論、他人間の取引を仲介するを業とする問屋・代理商等幾多のものを生じ、商品賣買業と併存するに至れり。加之、是等の事業を經營するにも、一個人にて營む者の外、會社の如く多數の者共同して之に當ること盛に行はるゝに至れり。

第二課 商 品

商品 商人が利益を得る目的を以て、賣買する物品を商品といふ。凡そ天與の産物は、地球上陸界と水界とを問はず、豊富に存在す。然れども、是等は自然に存在するが儘に

ては、吾人の生活に價值あるものにあらず。之を採取獲得し、或は更に人工を加ふることにより、初めて吾人の需要に適應すべきものとなり、商品として賣買取引せらるゝなり。

種類 商品の種類は千差萬別にして、その數擧げて數ふべからず。而も文明の進歩、欲望の増進は、商品をして益、多種多様ならしめ、實質精良なるものゝみならず、廉價品、模造品、代用品等も多く賣買せらるゝに至れり。而して商品の種類は、之を生産する産業により、農産物、鑛産物、水産物、製造品等に區別せられ、また加工の程度如何により、粗生品、半製品、精製品等に大別する事を得。粗生品とは、魚貝、獸肉、石炭、木材、棉花等の如く、天産物を採取したるまゝのもの、をいひ、半製品とは、天産物に稍、人工を加へたるものにして、綿絲生

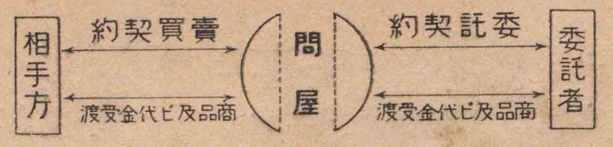
絲、砂糖等の如きものをいひ、精製品とは、粗生品、半製品を材料として加工精製したるものにして、織物、機械類、藥品等の如きもの是なり。

第三課 問屋

問屋 問屋とは、廣く他人より委託を受け、自己の名義にて商品の販賣又は買付をなし、其の報酬として口錢即ち手数料を受くる商人をいふ。而して其の販賣又は買付より生ずる損失、利益は、すべて委託者に歸するものにして、問屋自身は賣買の損益に關係あることなし。問屋の利得とするところは、一に賣買の手数料なるが故に、また手数料商人とも稱せらる。問屋は概ね一種若しくは數種の商品を專

門に取扱ひ、其の商品の種類品質等に關し深き知識を有するのみならず、需要供給の状態取引上の慣習等に通曉するものなり。されば、商人が他の地に於て商品の販賣又は仕入をなさんとする場合、其の地の事情に通ぜざるか、若しくは支店又は出張所を有せざる時には、問屋に之を委託せば、僅少の手數料を支拂ふのみにて、容易に、且有利に賣買をなすことを得べし。

問屋の責任 問屋は、すべて自己の名義を以て販賣又は買付をなすものなれば、直接に其の相手方と賣買契約を取結ぶものなり。故に委託者と問屋の相手方との間には、取引上何等の關係なし。されば、問屋は其の相手方に對しては、自ら物品引渡又は代金支拂の義務を負ふと共に、委託者



に對しては、自ら賣上代金支拂又は買付品引渡の義務を負ふものなり。

運送問屋 世間にて、運送問屋又は回漕問屋と稱するものは、運送店のことにして、茲にいふ問屋にあらず。問屋は委託者のために物品の賣買をなすものなれども、運送問屋は他人の委託を受け、自己の名義にて運送貨物の取次をなすを業とするものなり。運送問屋はまた運送取扱人ともいふ。

第四課 委託販賣

委託販賣 商人は商品を有利に販賣せんがため、他地方

印紙

委託販賣送状

左記ノ貨物當店勘定ニテ委託販賣ノタメ大正
年五月參日汽船福神丸ニテ貴店へ差向ケ
申候也

一防長米 五百石 此俵數壹千貳百五拾俵

但壹石ニ付金參拾圓替
此代金壹萬五千圓也

諸掛

一金壹百圓也 荷造費 一俵ニ付 金八錢

一金五拾圓也 車力賃 一俵ニ付 金四錢

一金七拾五圓也 海上保險料 百圓ニ付 金五拾錢

計金貳百貳拾五圓也

合計金壹萬五千貳百貳拾五圓也

右之通りニ御座候也

廣島市大手町三丁目九番地

大正 年五月四日

拍 木 藤 吉印

大阪市篠原商店御中

の間屋に其の販賣方を委託することあり。之を委託販賣といふ。販賣を委託するに、何圓以上にてといふが如く、賣値を指定するを指値といひ、相場有利なる時を見計ひ賣捌くやう依頼するを成行といふ。

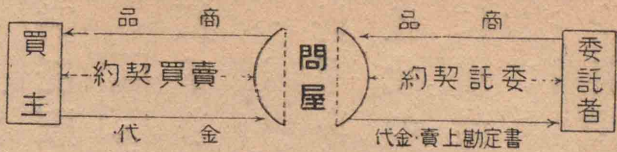
委託手續

販賣を委託するには、先づ先方

の市況相場・手数料等を問合せて上、相當の利益を得らるべき見込み立たる時は貨物發送の手續をなし、荷物受取證及び委託販賣送状を同封して、出荷案内状を問屋に送附すべし。

賣上勘定書

問屋は委託品を受取りたる時は、適當なる買手を求めて、委託者の指圖に従ひ、なるべく高價に賣捌くべし。賣捌濟となりたる時は、賣上代金中より立替金・手数料等を差引き、手取金を委託者に送附するものとす。問屋は此の際計算を明かにする爲、賣上勘定書を作成し、委託者に送附するなり。賣上勘定書には、先づ賣上金高を記載し、次に立替拂の運賃其の他の諸費用及び手数料等を列記し、差引計算の上、最後に委託者に送附すべき手取金を示すべきものとす。而して問屋の受くべき手数料は、賣上高に對



印紙

賣上勘定書

一防長米 五百石但壹石ニ付金參拾參圓替
此賣上代金 壹萬六千五百圓也

諸掛

一金百貳拾五圓也

一金貳拾五圓也

一金參百參拾圓也

計金四百八拾圓也

差引金壹萬六千貳拾圓也
右之通りニ御座候也

運賃

販賣諸掛

賣上高ノ二分

正味手取金

大正 年五月貳拾日

柏木商店御中

大阪市 篠原商店

して計算せらるゝを常とす。

第五課

委託買付

委託買付

問屋に委託して、商品の買入をなすを委託買付といふ。買付を委託するにも、委託販

賣の場合の如く、買入値段を限定し、指値を附することを得べく、又成行にて委託し、問屋をしてなるべく有利なる時を

第壹號

註文書

一品名 青リボン印小麦粉

一數量 壹千袋

一相場 壹袋ニ付金參圓五拾錢以下

一期限 六月二十日限當地着

一代金支拂法貨物到着次第送金ノコト

右之通り御買付相成度此段御註文致候也

大正 年五月二十日

廣島市大手町三丁目九番地

柏木商店御中

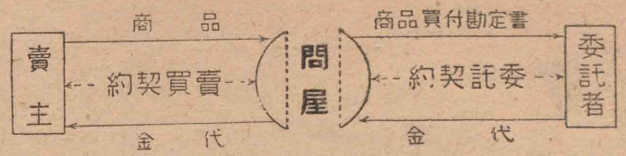
東京市 石原商店御中

見計ひ買入をなさしむることを得べし。

委託手續

買付の委託

をなさんとする時は、先づ問屋に先方の相場及び運賃・諸掛手数料等を問合せ、當方の相場と引きくらべて、其の有利なるや否やを確かめたる後買付の註文書を發すべし。



印紙 買付勘定書

一青リボン印小麦粉 壹千袋

此代金 壹袋ニ付金參圓五拾錢也

- 一金百參拾五圓也
- 一金五圓也
- 一金五圓也
- 一金百五拾圓也

小計金貳百九拾五圓也

合計金參千七百九拾五圓也

右之通りニ御座候也

大正 年六月五日 東京市神田區錦町一丁目十九番地 石原良太郎 廣島市 柏木商店御中

買付勘定書

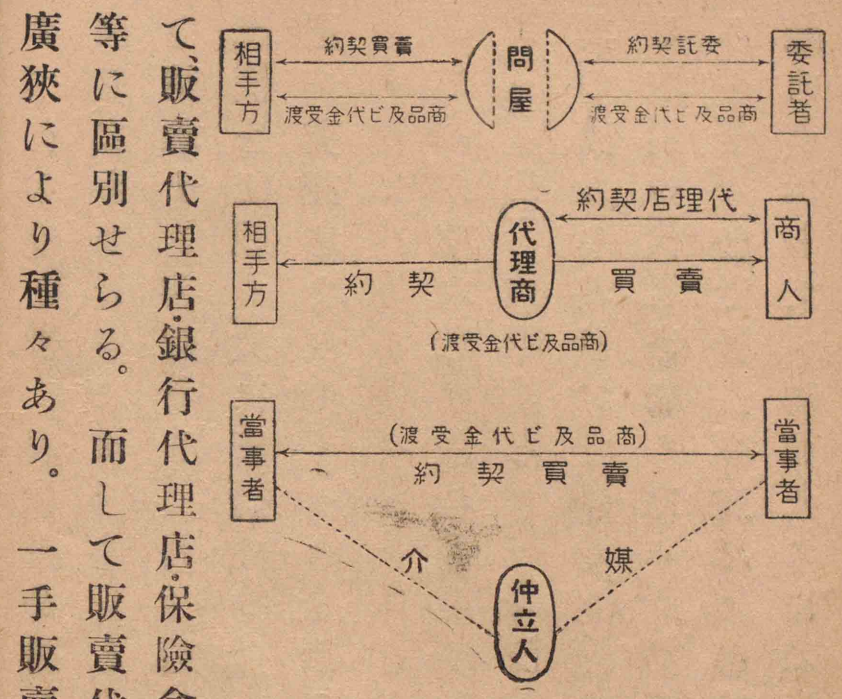
買付の註文を受けたる時は、問屋は註文の要件に従ひて委託品を買入れ、荷造をなし、委託者に發送の手續をなしたる上、荷物受取證、買付勘定書等を出荷案内状と共に委託者に送附

すべきものとす。買付勘定書は、買付に關する計算を明かにし、之を委託者に報告すると共に、兼ねて買付代金の支拂を請求する書面なり。買付勘定書には、買入品名及び其の代價を記載し、次に諸掛立替金、手数料等を列記したる後、問屋が委託者より受くべき金額の合計を示すべきものとす。

第六課 代理商及び仲立人

代理商

代理商とは、一定の商人と豫め契約を結び置き、其の商人の名義にて、平素繼續して、其の商人の營業に屬する取引の代理をなし、之に對して手数料を受くる商人をいふ。何々會社製品販賣店、何々銀行代理店といふが如きは是なり。而して或る商人の代理店は、其の商人と同種の營業



て、販賣代理店、銀行代理店、保險會社代理店、汽船會社代理店等に區別せらる。而して販賣代理店には、其の取扱範圍の廣狹により種々あり。一手販賣店とは、販賣品の賣捌きを

をなす他の商人の代理店となるを得ず。代理店の契約をなすには、代理取扱の範圍、期間、計算方法並に手数料を定め、之を代理店契約書に明記して、相互に交換しおくべきものとす。
種類 代理店は、其の代理する營業の種類により

一手に引受くるもの、何々地方總代理店とは、賣捌きの地方を限定せられたる一手販賣店、特約販賣店とは、一手販賣店より販賣品を得て之を賣捌く代理店をいふ。

仲立人 仲立人とは、廣く他人間の商取引の媒介をなし、其の報酬として雙方より手数料を受くる商人をいふ。仲立人は、單に媒介をなすのみにて取引の當事者となるものに非ざれば、自ら或は代金を受取り、或は物品の引渡を受くる等のことをなし得ざるものとす。仲立人の媒介により取引成立したる時は、仲立人は、雙方の氏名及び取引の要領を記載したる書面を作り、之を當事者雙方に交付すべきものとす。仲立人には、商品の賣買を媒介する商品仲立人、船舶の賣買貸借を媒介する船舶仲立人等種々のものあり。

第七課 會社

會社 一個人の資力には自ら限りあり。されば、大規模に商業を經營せんには、多數の者資本を合せ、共同して之に當らざるべからず。會社はかゝる場合に組織せらるゝ團體にして、恰も普通人の如く商業を營み、自ら權利を得、義務を負ふ資格を法律により與へられたるものなり。斯くの如く、法律により自ら權利を得、義務を負ふ資格を與へられたる團體を、普通人に對し特に法人といふ。而して會社を組織する者を社員といひ、會社は其の營業によりて得たる利益を社員に分配す。すべて會社を設立するには、資本金・營業の種類、其他必要なる事項につき申合せをなし、之を

書面に作成するを要す。此の書面を定款といふ。會社に合名會社・合資會社・株式會社・株式合資會社の四あり。

合名會社 合名會社は、無限責任社員のみにて組織せらるゝ會社なり。無限責任とは、會社が大なる損失を蒙り、會社の財産のみにては負債を辨濟すること能はざるに至りたる場合、各社員が自己の全財産を舉げて會社の負債を辨濟すべき責任あるものをいふ。合名會社の社員は、各會社を代表し業務を執行するを得るものなれども、特に之を擔當する代表社員を定むることあり。又合名會社の社員は各自無限の責任を負ふものなれば、合名會社は自ら、互に信賴せる兄弟・近親等の如き人々の間のみ組織せらるゝを普通とす。

合資會社 合資會社は、無限責任社員と有限責任社員とを以て組織せらるゝ會社なり。有限責任とは、會社が如何に多額の損失を蒙るも社員の責任は其の出資額に止り、それ以上に及ばざるをいふ。合資會社の無限責任社員は、合名會社の社員と同じく、會社を代表し、業務を執行するものなるも、有限責任社員は自ら之にたづさはるを得ず、無限責任社員が行ふ業務を監督するものなり。されば合資會社は、手腕・經驗を有する者が無限責任社員となり、資本を有する者が有限責任社員となりて之に出資し、共同して事業を經營するものなり。

第八課 株式會社

株式會社 株式會社は、合名會社・合資會社に比し、一層大規模の事業を經營するに適し、合名・合資の兩會社が割合に少數の人にて組織せらるゝに反し、株式會社は數百人又は數千人の多人數を以て組織せられ、其の資本金の如きも、數千萬圓又は數億圓に達するもの稀ならず。これ株式會社は、合名會社又は合資會社と大いに其の趣を異にし、種々の特質を有すればなり。

株主 株式會社は、其の資本を多數の株式に分ち、各社員は其の幾株かを受持ち出資をなす仕組の會社にして、其の社員を株主といふ。株式の金額はすべて均一なるを要し、普通には一株五十圓とするもの最も多し。而して株主の責任は何れも有限にして、會社が萬一事業に失敗すること

あるも、株主は其の受持つ株式の金額以上に責任を負ふこととなし。又會社は出資の證として株券を發行し、之を株主に交付す。而して株主は之を自由に賣買することを得るなり。されば株主は株券を賣却して、何時にても會社を脱退し、資金を回收するを得べく、株式會社が巨額の資本を集むることを得るは、實に此の特徴あるが爲なり。

設立 株式會社を設立するには、先づ七人以上の發起人が定款を作りたる上、株主を定めざるべからず。時としては株式の總數を發起人が引受くる事あれども、多くは事業の目論見書を發表して株主を募集するを常とす。株主確定せる時は、株金の第一回拂込をなさしめ、最後に區裁判所に設立の登記をなすべきものとす。すべて株金の拂込は、

會社の都合により一時に全額を拂込ましむるも、分割してなさしむるも自由なれども、第一回の拂込に限り、各株四分の一以上を拂込ましめざるべからず。

株主總會 株主は、各自直接に會社の業務にたづさはることを得ざれども、株主總會に於て、重役の選舉を行ひ利益配當案を議決する外、定款の變更等、重大の問題につき協議決定するを得るものなり。株主總會に定時總會と臨時總會とあり。定時總會は毎年一定の時に開かれ、臨時總會は臨時必要に應じて開かる。株主總會の決議は株主總體の意見なれば、會社の業務を行ふ者はこれを尊重せざるべからず。

重役 株式會社の業務は、取締役之を執行す。外に監査

役ありて、會社の業務及び財産を監督す。取締役及び監査役は通常重役と稱せられ、何れも株主總會に於て株主中より選舉せらる。

利益配當 株式會社は、普通一年を二期に分ち、每期決算をなし、其の利益を株主に配當す。利益は、其の一部を重役の賞與金に充て、一部を積立金となし、其の殘部を株主に配當するを例とし、是等利益の處分は、每期の決算報告に基づき、株主總會の決議によりてなすべきものなり。配當金は、拂込株金に對し年何割何分として定められ、持株に應じ各株主に支拂はる。

株式合資會社 株式合資會社は、其の組織株式會社と合資會社とを折衷したるものにして、無限責任社員と株主と

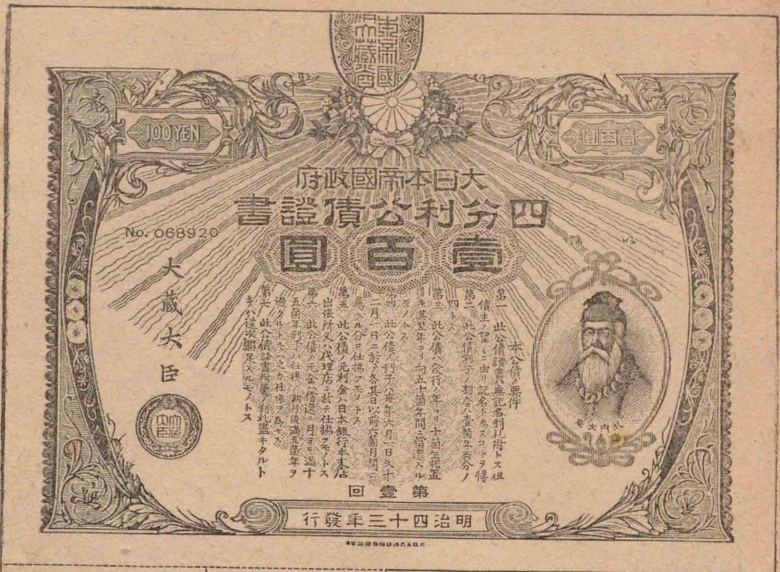
より成る會社なり。但し實際には殆ど行はれず。

第九課 有價證券

有價證券 有價證券とは、公債證書、社債券、株券等の如く、一定の権利を表示する證書にして、自由に賣買讓渡し得らるゝものをいふ。有價證券には、其の所有者の氏名を記載せる記名式のもの、之を記載せざる無記名式のもの、とあり。無記名式のもの、單に引渡のみによりて讓渡し得るも、記名式のもの、は、名義書換の手續をなさざるべからず。近時、有價證券の發行せらるゝこと多く、之が賣買盛に行はれ、其の取扱を專業とする者増加せり。

公債證書

公債證書とは、政府又は府、縣、市、町、村の如き地



方自治體が、戰爭又は事業經營等のため多額の資金を要し、廣く公衆より之を借入るゝ場合、其の證として發行する證書なり。公債證書の所有者は、其の額面金額に對し一定の割合の利息を、通常年二回に利札と引換に受取るなり。我が政府の公債利息は、其の利率年五分内外なるを例とす。又公債の返済期限は、其の定め方一様ならず

(87)

大正四拾九年參月拾八日
大正五拾年參月拾八日
大正五拾一年參月拾八日
大正五拾二年參月拾八日

THE HYPOTHEC BANK OF JAPAN

Hypothec Debeniture
87th Series
Interest 4% per Annum with Premium
TEN YEN

日本實業銀行
對增金附勸業債券
金拾圓

第八拾七回
第062446番

監査役

(87)

るも、一定の年限据置き、其の後或る期間内に漸次抽籤により支拂はるゝもの最も多し。

社債券 社債券は、株式會社が事業擴張等のため、公衆より資金を借入るゝ場合に發行する證書なり。會社は政府よりも信用薄ければ、社債の利息は公債に比し其の利率高く、返済期限も亦短きを常とす。かの勸業債券は、日本勸業銀行の發行する社債券なり。

株券 株券は、株式會社が出資の證として株主に交付する證書なり。株券の所有者に對しては、會社は通常年二回に其の營業利益を配當するものなるが、其の配當金は社債・公債の利息と異なり、會社の營業成績の如何により増減あり。尙會社は資本を増加し、新に株主を募集することあり。

大正四拾九年參月 第八拾七回

大正五拾壹年參月 第八拾七回

大正五拾貳年參月 第八拾七回

種類	金額	回数	第二回以後
第一	五圓	拾	拾
第二	拾圓	拾	拾
第三	拾圓	拾	拾
合計	拾圓	拾	拾

大正四拾九年參月 第八拾七回

大正五拾壹年參月 第八拾七回

大正五拾貳年參月 第八拾七回



此の場合に發行する株券を新株と稱へ、之に對し従前の發行に係はるものを舊株と呼ぶ。又舊株に先だちて利益の配當を受け得べき新株を發行することあり。之を優先株といふ。

相場 有價證券は其の額面金額又は拂込金額を以て賣買せらるゝものにあらずして、其の時々の相場にて賣買せらるゝものなり。公債

證書・社債券は其の利子一定せるが故に、其の相場も變動少けれども、株券は會社の營業成績良好にして、配當多かるべき時は相場は騰貴すべく、之に反する時は低落すべきものにして、相場に變動多きを通例とす。

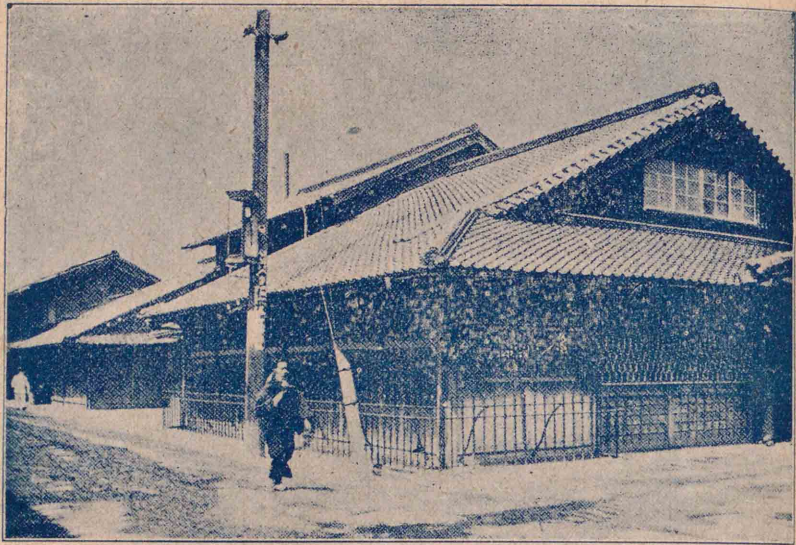
第十課 取引所

取引所

公債證書・社債券・株券等の有價證券、及び米・綿絲・綿布・蠶絲等の商品は、頗る重要なものにして、多量に取引せらるゝが故に、取引の中心地に適當の市場を設け、迅速且、容易に賣買をなし得るやう圖らざるべからず。取引所は、此の必要に應ずべく、一地方に一個所を限りて設けられ、一々現品を示す事なく、特殊の賣買方法により、普通銘柄にて

賣買取引の行はるゝ市場なり。我が國の取引所は株式會社組織にして、賣買者に取り引をなすべき場所を提供すると共に、其の取引を整理・監督し、之に對する手数料を利得とし、株主に配當する仕組なり。取引所には、株式取引所と商品取引所との二あり。株式取引所は有價證券を取扱ひ、商品取引所は商品を取扱ふ。我が國に於ては、米穀取引所最も多し。すべて取引所は、其の賣買値段の平均を毎日發表するの義務あり。之を公定相場といふ。

取引員 取引所に於て賣買取引をなし得る者は、其の所屬取引員に限らる。故に、取引員以外の者が取引所に於て賣買せんと欲せば、之を取引員に委託せざるべからず。取引員は、一般公衆の委託により、取引所に於て自己の名義に



廣島米穀取引所



大阪株式取引所

て賣買取引をなし、之に對して受くる手数料を其の利得と
なす。取引員は、又自己の損益計算に於て賣買することを得
べし。取引員となるには、營業の免許を受け、多額の身元
保證金を取引所に納めざるべからず。

取引所の取引 取引所に於ては、期日に現品の引渡を實
行する普通の賣買の外、期日に至り現品の引渡をなさず、單
に差金の受授により決濟をなす取引行はる。前者を現物
賣買といひ、後者を差金取引といふ。差金とは、約定値段と
期日に於ける相場との差損益金の謂なり。

次に、取引所の賣買取引の期限は、有價證券にありては二
ヶ月(大正十四年三月三十一日迄は三ヶ月)、米・小麥は三ヶ月、
蠶絲は六ヶ月、綿絲・綿布は十二ヶ月以内とし、各取引所の定

むる限月によるを例とす。而して三ヶ月以内の限月によるものは、當月末に決済をなすを當限、翌月末になすを中物、翌々月末になすを先物と呼ぶ。

取引所に取引員集まりて取引をなすことを立會と稱し、日曜祭日休日を除き、日々一定の時に行はる。午前の立會を前場又は本場、午後の立會を後場といふ。

投機取引 取引所に於て行はるゝ取引は、殆ど投機取引なり。投機取引とは、先見により市況を觀察し、見込を立てゝ自ら進んで賣り又は買ふことをいひ、現品の受渡を目的とせず、單に相場の差金を利せんとするものにして、若し其の思惑的中せば普通以上に大なる利益を得らるゝものなり。されば、投機取引をなす者は、往々一攫千金の利を夢見

て却つて家産を失ふことあるのみならず、投機取引には種々の弊害を伴ふこと少からず。然れども投機取引は、萬一の僥倖を恃みとする賭博にあらず、將來に於ける需要供給の關係を見越して取引をなすものなれば、多數の投機取引者が日々集まりて取引をなす取引所の公定相場は、最も公正なる標準相場といはざるべからず。されば、公定相場は一般物價を決定する標準となり、之によりて社會の受くる利益頗る大なるべし。

第十一課 銀行

銀行 銀行は、一方より金錢を預り、之を他方に貸付け、以て金錢の貸借融通をなすを營業とするものにして、預り金

に對する利息と貸付金より收むる利息との差額を其の營業利得となす。かくの如く、銀行は廣く他人より預金を集め、之を資金として貸付を營むものなれば、單に自己の資本のみを貸付くる普通の金貸業者と大いに其の趣を異にす。されば、資金に餘裕ある者は、之を銀行に預入れて相當の利息を受け、商工業者の如く、多くの資金を必要とする者は、銀行より其の融通を受くることを得べし。又銀行と取引する者は、小切手等の使用により、金錢授受の煩勞と危険とを避け、敏活に取引を實行することを得べし。されば銀行は、商工業の發達に缺くべからざる重要なる機關なり。

種類

銀行には其の種類多きも、普通銀行・中央銀行・特殊銀行の三に大別することを得べし。

普通銀行

普通銀行とは即ち一般普通の銀行にして、公衆より定期預金・當座預金・特別當座預金等の預金を預り、普通の貸付・手形割引等の方法にて之を貸出し、又一般の依頼を受けて送金爲替の取組をなす等のことを主たる業務となすものにして、最も廣く商人によりて利用せられ、商業に直接緊密なる關係を有するものなれば、又商業銀行とも稱せらるゝことあり。

中央銀行

中央銀行とは、銀行の銀行となり、一國全般の金融を掌る銀行をいひ、我が國に於ては日本銀行これなり。日本銀行は、銀行を相手として預金を受け貸出をなすの外、兌換券發行の特權を有し、又國庫金を預り、其の出納を行ふものなり。

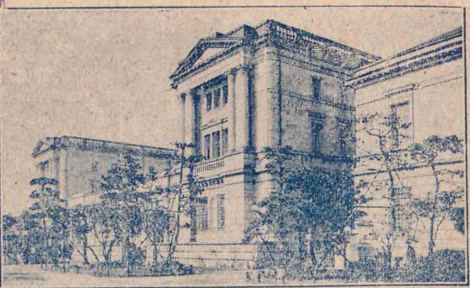
特殊銀行 特殊銀行とは、何れも特別の目的を以て設立せられたる銀行なり。

横濱正金銀行 横濱正金銀行は、主として外國爲替の取引により、外國貿易に關する金融を圖ることを目的とする銀行なり。

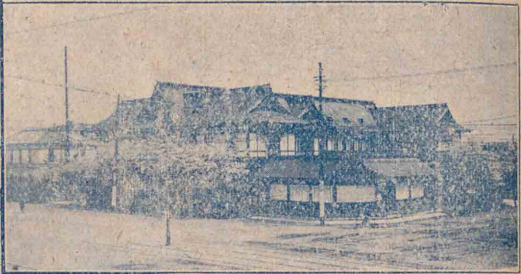
日本勸業銀行 日本勸業銀行は、農工業者に不動産を擔保として長期の貸付金をなすことを主たる業務とし、農工業の改良・進歩を圖らんが爲に設けられたる銀行なり。

府縣農工銀行 府縣農工銀行は、一府縣に於て其の地方の農工業者に資金を融通することを目的とする銀行なり。
日本興業銀行 日本興業銀行は、主として工業の保護・奨勵を目的とする銀行にして、各種會社の爲に株式・社債の募

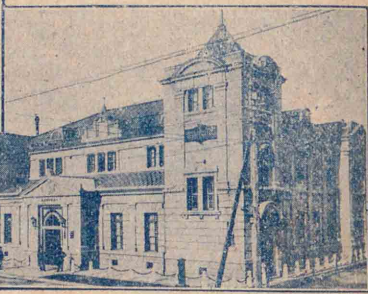
日本銀行



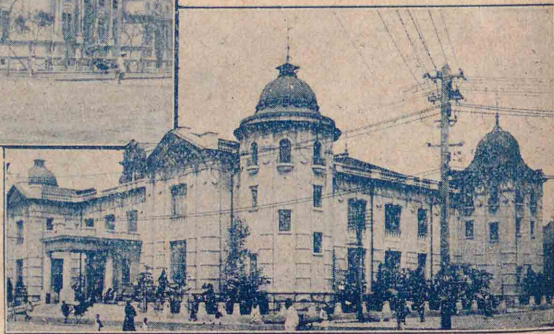
日本勸業銀行



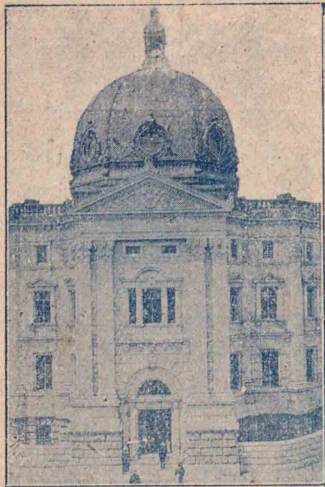
北海道拓殖銀行



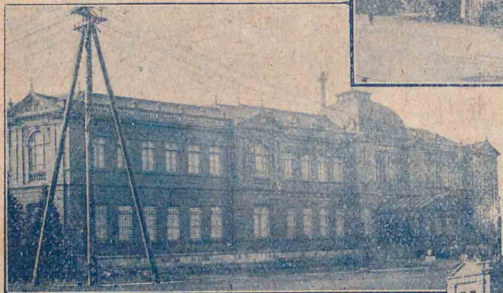
朝鮮銀行



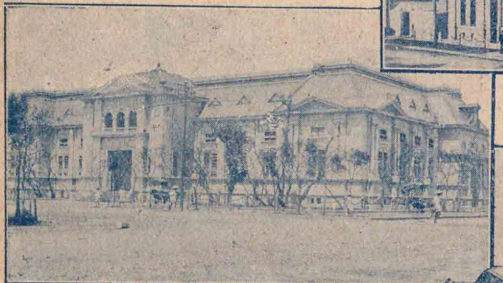
横濱正金銀行

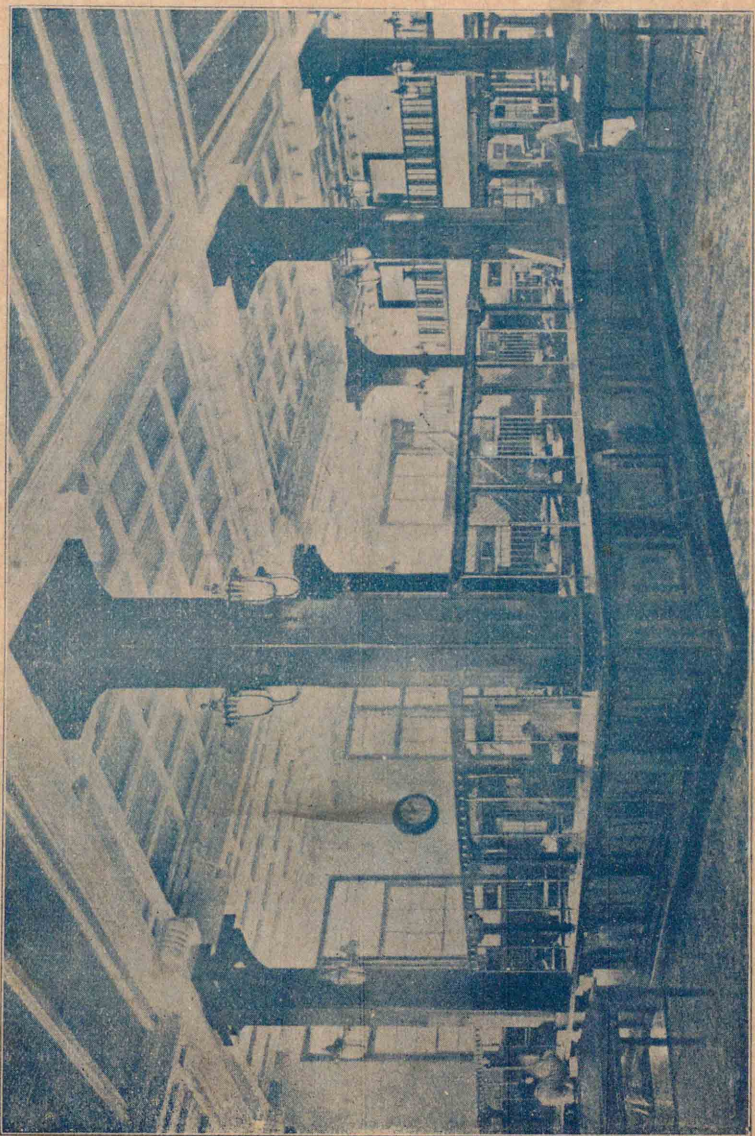


日本興業銀行



臺灣銀行





銀行の内 部

集を周旋し、有價證券を擔保として之に資金を融通するを主たる業務とす。

北海道拓殖銀行 北海道拓殖銀行は、北海道に於ける拓殖事業に對し資金を融通し、其の助長發達を圖ることを目的とする銀行なり。

臺灣銀行 臺灣銀行は、臺灣に於て中央銀行、普通銀行の業務を兼ね行ふものにして、一般銀行業務の外、臺灣のみに流通する兌換券を發行し、國庫金の出納を取扱ふ。

朝鮮銀行 朝鮮銀行は、朝鮮に於ける金融を掌ること臺灣銀行の場合に於けると同じく、一般銀行業務の外、朝鮮のみに流通する兌換券を發行し、國庫金の取扱をなす。

貯蓄銀行 貯蓄銀行は、貯蓄の便をはからんが爲に設け

られたる銀行にして、主として中流以下の人々より小口の預金を受く。

普通銀行の業務

普通銀行の業務は、預金貸出及び爲替を其の主なるものとなすも、附隨業務として行はるゝものに、代金取立・保護預り・有價證券の受託賣買等あり。代金取立とは、他人の依頼により小切手・手形等の代金の取立をなすをいひ、保護預りとは、有價證券其の他貴重品の保管を引受くるをいひ、有價證券の受託賣買とは、他人の依頼により有價證券の賣買をなすをいふ。銀行が是等の業務を行ふ時は、顧客にとり頗る便利なるのみならず、銀行も亦手数料を得らるべきが故に、利するところ少からざるべし。

第十二課 預金

預金 銀行は、廣く餘裕ある人々より資金を集め、之を運轉・利殖するものなれば、全力を擧げて預金の吸収に努め、出來得る限り其の運轉資金を豊富ならしめざるべからず。

定期預金申込書

金額	一金七千圓也
期限	自大正 至大正 年九月二十五日 年九月二十四日 壹ケ年
姓名	柏 水 藤 吉
職業	米 穀 商
住所	廣島市大手町
日附	大正 年九月二十五日
備考	

預金に定期預金・通知預金・當座預金・特別當座預金等あり。

定期預金

定期預金とは、三ケ月・六ケ月・一ケ年等期限を定めて預かる預金をいふ。されば、銀行は、其の期限前に拂戻の請求を受くる事なく、其の期間全額を貸出すことを得べし。

日附	大正 年9月25日
番號	第 5 4 6 號
金額	¥ 7,000 ⁰⁰
姓名	相 木 藤 吉
期限	1 年 5 分 利息
期日	大正 年9月24日
摘要	

8888888888888888 株式會社 廣島銀行 印刷 8888888888888888

印紙 第五四六號

定期預金證書

一金七千圓也

但利息年五分ノ制

右金額大正 年九月貳拾四日迄壹々年間預リ候處實正也滿期ニ至リ此證書引換ニ元利金相渡可申候定期預金證書仍テ如件

株式會社 廣島銀行 支配人 大橋清一 (印)

大正 年九月二十五日

相 木 藤 吉 殿

定期預金證書(裏面)

- 一 此預リ金ハ本人又ハ本人ノ委任狀ヲ有スル代人ニ非ザレバ受取ルコトヲ得ズ
- 一 此預リ金ハ期限内ニ引出スコトヲ得ズ又期限滿テ後之ヲ引出サミルモ期限後ノ利息ハ支拂ハザルベシ
- 一 此預リ證書萬一紛失又ハ水火盜難等ニ罹リタルトキハ預ケ主ハ其事由ヲ詳記シテ當銀行へ届出ヅベシ滿期後六十日ヲ經テ尙發見セザルトキハ當銀行ハ保證人二名以上ノ連印アル書面ヲ受取リ元利金ヲ支拂フベシ
- 一 預ケ主ハ豫テ其印鑑ヲ差出シ置キ滿期ニ至リ左ノ餘白へ記名調印シテ元利金ヲ受取ルベシ

故に定期預金の利子歩合は、預金中最も高し。定期預金をなさんとする者は、其の申込書に所要の事項を記入し、現金を添へて差出すべし。銀行は、之に對し定期預金證書を認めて交付し、拂渡の場合に備へんがため、預金者の印鑑を申受くるものとす。拂戻を受くるには定期預金を

證書の裏面に受取證を認めたる上、之と引換に元利金を受取るなり。

通知預金

通知預金とは、豫め期限を定めざるも、引出に

第貳八號

印紙

通知預金之證

一金貳千圓也

¥ 2,000⁰⁰

但利息ハ年四分八厘ノ制

右正ニ預リ置候御引出之節ハ五日以前ニ其旨御通知ノ上此證引換ニ御渡シ可申候也

大正 年

株式廣島銀行

九月參拾日

支配人 大橋清一

柏木藤吉殿

注意 此預リ金ハ本人又ハ本人ノ委任狀ノ有スル代人ニ非ザレバ之ヲ受取ルコトヲ得ズ

先だち之が豫告をなすべき約束にて預かるものをいふ。銀行は引出の豫告あるまでは安心して之を貸出し、利殖を圖ることを得べし。従つて利子歩合は定期預金に亞ぐ。銀行は預金者に對し、通知預金證書を交付す。

當座預金

當座預金は、請求

あり次第何時にても拂戻をなすべき約束にて預かる預金なり。此の預金は、引出に必ず小切手を用ふべきものにして、其の預入、引出共に頻繁なるため、手数を要すること多きのみならず、銀行は安んじて之を貸出すことを得ず、従つて其の利子歩合は預金中最も低し。

特別當座預金

特別當座預金も、亦請求あり次第何時に

ても引出に應ずべき約束にて預かるものなるも、其の金額小口にして寧ろ貯金に近き性質のものなれば、當座預金の如く出入頻繁ならず、利子歩合の如きも當座預金より高し。預入金額は一回十圓を最低とし、預入、引出には通帳を用ひ、一切小切手の使用を許さず。

第十三課 割引及び貸付

貸出 銀行は預金により集めたる資金を貸出し、之に對する利息の收得に努めざるべからず。貸出は主として割引及び貸付の方法により行はる。

割引 割引とは、銀行が満期日前の手形を買入れ、商人に資金を融通し、割引料と稱する利息を收得する方法なり。手形割引は利息の前取をなし得るのみならず、必要に際し再割引により資金の融通を圖り得るが故に、銀行にとり最も都合よき貸出法なり。再割引とは、銀行が割引により買入れたる手形を、満期日前に更に他の銀行に譲渡して割引を受くるをいふ。すべて手形の割引をなすには、手形の關係人及び期限等に注意し、信用確實にしてなるべく期限短

きものを選ぶべし。

貸付 貸付とは、銀行が資金を要する者に期限及び利率を定めて其の融通をなすをいふ。貸付をなすに擔保品を

借 用 金 依 頼 書				抵 當 格 價	利 息 割 合	抵 當 品
取 引 日 數	大 正 年 九 月 三 十 日	二 ヶ 月	大 正 年 十 一 月 三 十 日	壹 千 五 百 圓 也	日 表 貳 錢 五 厘	
金 額	壹 千 圓 也			貸 附 金 現 存 高 ハ 振 替	ナレ	五 分 利 附 公 債 證 書 額 面 百 圓 券 拾 五 枚
右之金額借用致度此段及御依頼候也						
大正 年九月三十日 株式 廣島銀行御中						廣島市大手町三丁目九番地 柏 木 藤 吉

差入れしむることあり、保證人を立てしむることあり、擔保品も保證人もなく、借主を信用して貸付をなす事あれども、最も普通に行はるゝは、擔保品

印紙 ㊦

借用金證書

一金壹千圓

此擔保 五分利附公積證書 額面百圓券 拾五枚

前書ノ金圓借用致候ニ付テハ左ノ條項逐一諾約致候
一 擔保品ハ前記ノ通相違無之候

一 返済期限ヲ大正 年十一月三拾日トシテ同日迄ニ
元利無相違返済可致候

一 期限ニ至リ返済遲滞致候時ハ貴行ノ御勝手ニ擔保
品御賣拂相成候共異議無之賣拂ノ價格方法及時期

ハ貴行ノ御取計ニ任シテ後日異議申問敷候
一 前條ノ場合ニ於テ過金有之候ハ御返戻相成度不
足相生ジ候ハ直チニ辨償可致候

一 期限中擔保品市價低落致候又ハ如何ナル場合ニ
於テモ擔保品ノ價格借用ノ金高ニ相應ゼザルト御

認相成候時ハ貴行ノ望ニ應ジ直チニ入金又ハ増擔
保品差入可申然ラザレバ返金遲滞ト同一ニ見做シ

御處置相成候トモ異議無之候
一 期限中擔保品滅失毀損其他ノ災厄ニ罹リ候敷又ハ
他ヨリ故障等申立候時ハ直チニ擔保品差入可申然

ラザレバ返金遲滞ト同一ニ見做シ御處置相成候ト
モ異議無之候

右ノ通相違無之候也

大正 年九月參拾日

借主 廣島市大寺町三丁目九番地 吉 ㊦

借者ハ本人ト連帶シテ本約定ノ各項履行ノ責ニ任
ズベク日本約定擔保品ノ差入返却交換並ニ増減等
ハ貴行ト本人間ニ於テ自由ニ御取計相成候トモ異

議無之候也
株式 廣島銀行御中
連帶保證人 關口 誠之助 ㊦

廣島市平田屋町五番地

を差入れしむる擔保貸付なり。又貸付には借用金證書を
差入れしむる證書貸付と、借用金證書の代りに銀行宛の約
束手形を振出さしめ、之に對し資金の融通をなす手形貸付
との區別あり。

貸付手續

銀行より資金を借入れんとする者は、借用金
依頼書に必要な事項を記入し、擔保品差入證と共に差出
すを普通とす。而して銀行之を承諾したる時は、借主は借
用金證書を作成し、擔保品と共に之を差出し、現金及び擔保
品預り證を受取るべきものとす。期限到來せば、借主は元
金に利息を添へて返済し、借用金證書及び擔保品の返還を
受くべし。尤も手形貸付の場合には、借用金證書の代りに
手形を差入れしめ、手形額面金額より割引料を差引き其の

印紙 當座預金借越約定書

一 當座預金ノ外小切手ヲ以テ借越致候節ハ金四仟五百圓迄御支拂可被下候
 一 但貴行ノ都合ニヨリ本借越金額減少又ハ中止ノ照會アルトキハ異議ナク可應候
 一 右借越金ノ利息ハ元金百圓ニ付一日金貳圓貳厘ノ割合ヲ以テ借越ノ當日ヨリ返金ノ當日マデヲ計算シ
 (三月、六月、九月、十二月)ニ支拂可申候但金融ノ繁閑ニヨリ本文ノ利息改定相成候節ハ御通知ノ日ヨリ其利率ヲ以テ
 支拂可申候
 一 右借越金擔保トシテ別紙記載ノ物件ヲ差入置候ニ付擔保品ノ價格低落若シクハ性質上自然ノ毀損滅失
 又ハ天災故障其他何等ノ事由ヲ問ハズ現存擔保品ヲ不十分ト御認め相成候節ハ直チニ増擔保ヲ差入レ
 又ハ不足額ヲ組替入金シ若シクハ借越高ヲ減少スルカ相當代リ擔保ヲ差入ルカ總テ貴行ノ御差圖ニ
 可應候之ニ反スルトキハ直チニ借越金返濟可仕候
 一 右借越金返濟ノ期限ハ其期限ヲ以テ無相違返濟可致候萬一該期限ニ至リ返金ヲ怠ルカ或ハ本約定書第
 五日以前ニ通知アレバ其期限ヲ以テ無相違返濟可致候若シテ不足相生ジ候ハハ保證人連帶直チニ辨濟可致
 三項ニヨリ借越金ノ返濟ヲ要セラルトキハ返金ヲ怠リ候節ハ豫テ差入置候擔保品御賣却ノ上其代
 金ヲ以テ借越金額及利息其他諸入費領收可被成下候若シテ後日異議申間敷候
 候但擔保賣却ノ方法及時期及價格ハ貴行ノ御取計ニ任シテ後日異議申間敷候
 一 保證人ハ以上各項ヲ承認シテ借越金ノ擔保品ノ存否又ハ價格ノ如何ニ拘ハラズ借用主ニ關セズ直チニ義務全部
 履行可致候

右之通り約定致候處相違無之候也

大正 年拾月貳日

株式 廣島銀行御中

住 所 廣島市大手町三丁目九番地
 借 用 主 柏 木 藤 吉
 保 證 人 岩 本 五 郎

殘額を拂渡すものにして、利息を前取りするものなれば、返
濟期日には借主は手形額面金額のみを支拂へば可なり。

當座貸越

當座預金者は、預金殘高以上に小切手を振出
すことを得ず。然れども特約ある時は、銀行は預金殘高以
上一定の金額までは、小切手に對し拂出をなすものなり。

此の貸出を當座貸越といひ、預金者より見て當座借越とい
ふ。當座預金者は、當座借越の約定をなし置かば、何時にて
も小切手を以て資金の融通を受くることを得て頗る便利
なり。此の特約を結ぶには、當座借越約定書に擔保品を添
へ、銀行に差出すべきものとす。

擔保保證

銀行は、借主が期日に返濟をなさざる場合あ
るを慮り、通常其の引當として豫め物品を預り置き、萬一返

濟なき場合には之を賣却して辨濟金に充つるものとす。此の物品を擔保品又は抵當品といふ。擔保品として用ひらるゝものには、土地、家屋、商品、公債證書、社債券、株券等種々あれども、銀行は公債證書の如く相場に變動少く、保管に手数を要せず、且、賣却の容易なるものを擔保品として受入るゝを最も有利なりとす。而して銀行は、通常擔保品の價格の八掛以内を貸出すものなり。保證とは、借主が辨濟をなさざる場合借主に代り辨濟をなすべきことをいひ、保證を引受けたる人を保證人といふ。銀行は保證人を立てしめて貸出をなすこと多からず。

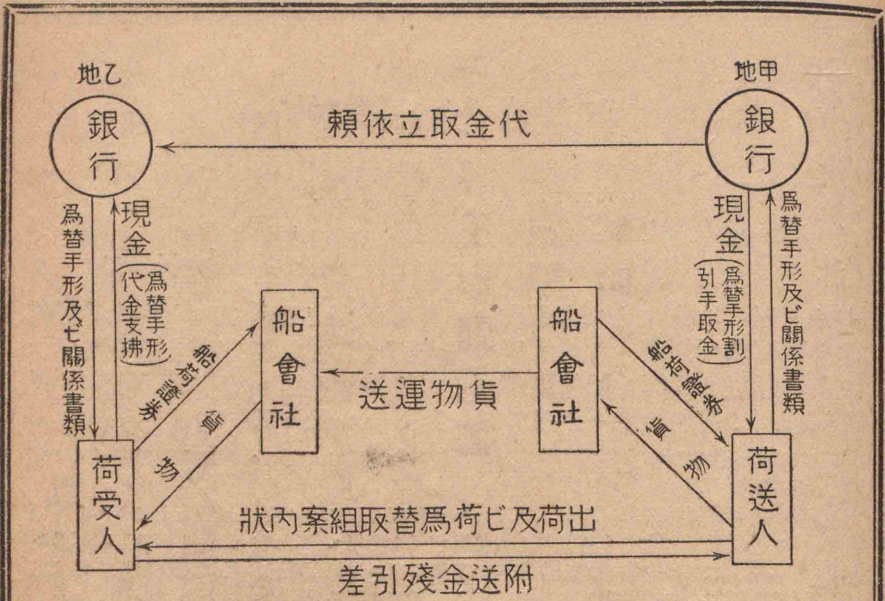
第十四課 荷爲替

荷爲替 荷送人が貨物を發送すると同時に、貨物の代價に對し、荷受人を名宛人とし、銀行を受取人として爲替手形を振出し、積送貨物を擔保として割引を受くるを荷爲替といふ。荷爲替は手形割引の一種にして、銀行は運送貨物を擔保として荷送人に資金を融通するものなれば、萬一荷受人が手形の支拂をなさざる時は、銀行は運送貨物を賣却して其の支拂を受くるなり。されば、荷爲替の金額は、貨物代價の六七割を超えざるを例とす。

利益 他地方へ商品を賣捌きたる場合、荷受人より其の代金の送附さるゝまで待つは、商人の甚だ苦痛とする所なるべし。然るに此の際貨物を發送すると同時に、銀行に依頼して荷爲替を取組む時は、貨物代金の一部を受取り得べ

きが故に、之を以て新なる仕入をなす等、商人にとりて資金の運轉上甚だ利益多かるべし。されば荷爲替は、商人が註文品を發送する場合、問屋に委託品を積送する場合、又問屋が買付品を委託者に積送する場合等に廣く利用せらる。

手續 荷爲替を取組むには、銀行の承諾を得たる上、荷爲替取組申込書に必要な事項を記入し、同時に爲替手形と荷爲替手形副證書とを作成し、之に船荷證券または貨物引換證・保險證券及び送狀等の書類を添へて差出すべし。銀行は手形額面金額より割引料と手数料とを差引き、手取金を依頼人に渡すなり。すべて荷爲替を取組むには、荷送人は前以て荷受人と其の約束をなし置くか、又は取組みたる後直ちに荷受人に其の旨通知をなすこと必要なり。荷爲



荷爲替取組申込書			
爲替金額	爲替手形番號 第參〇號 一金壹萬貳千圓也	擔保品	一防長米 五百石 但福神丸積込 船荷證券 壹通
保險金額	壹萬圓也 但東京海上保險會社積荷保險證券壹通	人名宛	篠原時次郎 支拂地 大阪市
支拂日期	大正 年拾壹月參日	摘要	右荷爲替約定書ニ依リ荷爲替御取組相成度此段及御依頼候也 大正 年拾月四日 柏木 藤吉 印 株式會社 廣島銀行御中

荷爲替手形副證書

收入印紙

壹千貳百五拾條但一條四斗入
此石萬五百斤壹石二付金參拾圓卷
此價格金壹萬五千圓也

一防長米

右大正 年拾月四日付拙者ヨリ篠原時次郎へ宛振出タル第參〇號爲
替手形支拂ノ擔保トシテ前記ノ貨物差入候ニ付右手形裏書讓渡ノ時
ハ右貨物並ニ送狀ヲ裏書讓受人へ又ハ期日ニ至リ爲替金支拂濟ノ上
ハ支拂人へ御渡可被下候尙手形ニ關シ左ノ件々約定致候

- 一擔保品ノ運賃庫敷料諸掛手数料等其運送保管ニ關スル總テノ費用ハ擔保差入人ニ於テ負擔可致候
- 一右手形支拂人其引受又ハ支拂ヲ拒ミタル時又ハ期日前ト雖モ支拂停止若シクハ破産等ノ御懸念アル場合ハ貴行又ハ裏書讓受人ハ前記ノ擔保品ヲ適宜ニ賣却シ其代金ヲ以テ爲替金又延滞利息其他一切ノ費用御引去リ可被成候若シ不足相立候節ハ速ニ辨償可致又殘金有之候ハ、擔保差入人へ御返戻可被下候
- 一前項ニ定メタル擔保賣却ヲ實行スルニ當リ其直段時期及方法等ハ貴行又ハ裏書讓受人ニ一任スルヲ以テ之ニ關シテ擔保差入人ニ通知シ又其承諾ヲ求ムルコトヲ要セズ候若シ賣却ノ都合ニ依リ擔保品ヲ元積出地へ御送戻相成候トモ不苦候然ル時ハ送戻諸費用モ亦擔保差入人ニ於テ負擔可致候
- 一右手形ノ支拂ニ對シテ其ノ支拂人へ擔保品ヲ引渡ス迄ハ之ニ關スル一切ノ危險擔保差入人ニ於テ負擔可致候故ニ水火盜難其他ノ原因ヨリ紛失消滅損傷共右手形ヨリ生ズル義務ハ擔保差入人及ビ保證人ニ於テ悉皆履行可致候又市價低落致シ擔保ノ不足ヲ生ジタルトキハ貴行又ハ裏書讓受人ノ御請求次第入金若シクハ増擔保可差入候
- 一右手形ニ關スル擔保品未著又ハ期日ニ至リ支拂ノ猶豫ヲ貴行又ハ裏書讓受人ニ願出候節ハ御承諾被成候共不苦候其場合ニ於テハ延滞日歩百圓ニ付一日金貳錢ノ割ヲ以テ御取立可被成候若シ支拂人ニ故障アルトキハ擔保差入人ニ於テ直チニ辨償シ此猶蹊ヲ理由トシテ擔保差入人ノ負擔スル償還義務又ハ其他ノ義務ヲ履行スル上ニ聊モ故障申立間敷候
- 一右手形ヲ引受若シクハ支拂ヲ拒ミ候共擔保差入人ニ對シ償還請求權ヲ保全スル爲ニハ拒絕證書作成ヲ要セズ候

右約定ハ保證人ト擔保差入人ト連帶シテ履行可致候
荷爲替手形副證書仍テ如件

廣島市大手町三丁目九番地

擔保差入人 和 本 藤 吉 印

大正 年拾月四日

廣島市中島本町拾五番地

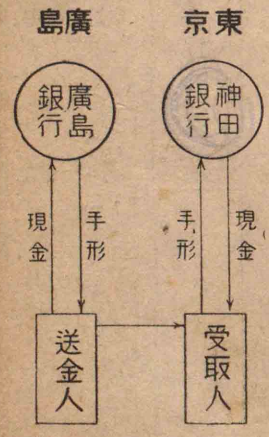
保證人 上 野 清 助 印

株式會社 廣島銀行御中

替の取組に應じたる銀行は、荷受人の居住する地の本支店
 又は取引銀行に手形と共に關係書類を送附し、手形代金の
 取立を依頼するなり。依頼を受けたる銀行は荷受人に其
 の通知をなすべきが故に、荷受人は銀行へ爲替金額を支拂
 ひ、之と引換に證書類を受取り、之を以て運送業者より貨物
 を引取るなり。

第十五課 爲替

爲替 銀行は、商人の依頼に應じて
 送金爲替の取組をなす。即ち銀行は、
 他地方に送金を要する者に爲替手形
 又は小切手を作りて賣渡し、自己の本



支店若しくは取引銀行をして、其の受取人に之が支拂をなさしむ。かくて商人は現金の輸送をなさず、單に一片の爲替手形若しくは小切手を郵送するのみにて、送金の目的を達することを得るなり。

銀行爲替に、通常爲替即ち並爲替と電信爲替とあり。

並爲替 並爲替の取組を依頼するには、送金額に爲替料を添へて申込むべし。銀行は之に對して、支拂地の本支店又は取引銀行宛の爲替

送金申込書

大正 年拾月六日		料數手	
一金貳百八拾六圓五拾錢也			
送地	取組	受取	先名
廣島市大手町三丁目九番地	柏木 藤吉	東京市神田區小川町二十五番地	梅田 春吉
住所	姓名	住所	姓名

一金貳百八拾六圓五拾錢也

小切手 第九〇號

右金額 梅田春吉 殿又ハ此小切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正 年 株式 廣島銀行
拾月六日 會社 支配人
東京市 大橋清一 印
株式 神田銀行御中

手形又は小切手を作りて交付するを以て、送金者は之を受取人に郵送し、受取人をして名宛銀行より其の金額を受取らしむ。

電信爲替 電信爲替取組の依頼ありたる時は、銀行は送金額及び爲替料を受取りたる上、其の金額、受取人の氏名等を電報にて支拂銀行に通知す。支拂銀行は、特に爲替證書の如きものを作らざるを例とし、受取人が送金者より受領せる案内電報等を參考として、正當なる受取人なることを確めたる後、受取證と

引換に支拂をなすものとす。

第十六課 手形交換所

手形交換 銀行は日常他銀行宛の小切手手形を多數に受入るゝものなり。是等を一々支拂銀行に持参して取付をなすは頗る手数を要し不便なり。されば同一地の銀行日々一定の場所に集り相互に受取るべき小切手手形と支拂ふべき小切手手形とを交換差引する便法行はる。これを手形交換といひ、手形交換を行ふ場所を手形交換所と稱し、手形交換に加盟せる銀行を組合銀行といふ。すべて組合銀行は、其の地の日本銀行本支店に當座預金をなし置かざるべからず。

交換手續

組合銀行の交換方は、毎日一定の時刻に交換所に集り、互に持参したる小切手手形の交換をなす。而して受取るべき金額の方、支拂ふべき金額よりも多き銀行は、其の差額を日本銀行の當座預金に振込む手續をなし、支拂ふべき金額の方、受取るべき金額よりも多き銀行は、其の差額を日本銀行の當座預金より引出して支拂ふ手續をなすなり。故に交換高如何に多額に上るも、全く現金の授受をなすことなく、日本銀行に於ける各銀行の當座預金を増減するのみにて、僅少の時間内に數百千萬圓の決濟をなすを得るなり。

第十七課 倉庫

倉庫 倉庫業は、倉庫を設備し、他人の依頼を受けて貨物の保管を引受くる營業にして、其の報酬として受取る保管料を營業利得となすものなり。而して倉庫業者に貨物の保管を託するを寄託といふ。

責任 倉庫業者は、天災又は腐敗鼠喰等により保管中の貨物に損害を生ずるも、其の責任を負はず。されば、商人は保管を託する貨物につきては、荷造に注意するは勿論、火災保險を附する等適當の方法を取ること必要なり。但し、實際には倉庫業者が寄託者の爲に保險會社に依頼して、保管貨物に火災保險を附するを例とするを以て、寄託者は自ら保險の手續をなす必要なし。

保管料

保管料は又倉敷料ともいふ。倉敷料は普通に

商品の種類・價格・其の取扱の難易・危險なる性質を有するものなりや否や等により其の割合を異にす。其の計算法には、一日定め・一週間定め・十日定め・半月定め・一ヶ月定め等あり。而して倉庫業者が寄託者に代りて火災保險の手續をなす場合には、保險料は倉敷料中に含ましむるを例とす。

第十八課 倉庫證券

寄託手續

貨物の保管を依頼するには、貨主は、先づ倉庫業者と保管料・保管期間等を協定したる上、寄託申込書に必要なる事項を記入して貨物と共に差出すべし。然る時は、倉庫業者は之を取調べたる上、貨物の庫入をなさしめ、寄託者に倉庫證券を交付す。

倉庫證券 倉庫證券は、倉庫中に保管せらるゝ貨物を代表する證書にして、裏書により自由に之が譲渡をなすことを得。而して此の證書と引換にあらざれば、倉庫業者は保管貨物の引渡をなさざるが故に、倉庫證券を裏書譲渡す時は、貨物を賣買したると

左記之貨物貴會社營業規則ニ從ヒ寄託申込候也

大正 年拾月拾五日 住所 廣島市大手町三丁目九番地
 中國倉庫株式會社御中 寄託主 柏木 藤吉

摘要	品名	防長米	荷造及 ビ個數	壹萬圓也
	品質 明細 及 荷印 番號	分	火災 保險 單價 拾貳圓也	參萬圓也
内容	壹個 ノ量	一俵四斗入	保管期日	大正 年拾貳月參拾日迄
	總量	一〇〇〇石	約東 保管料 百圓ニ付	大正 年拾貳月參拾日迄

入庫番號
 保管證番號
 保管場所

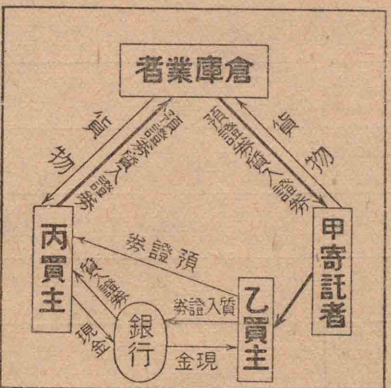
同一の結果となる。倉庫證券には、預證券及び質入證券の二枚を組として發行するものと、倉庫證券一枚を發行するものとの二様あり。

倉荷證券 倉荷證券を譲渡すには、裏面の譲渡欄に讓受人の氏名及び年月日を記入して、讓渡人之に記名捺印の上引渡すべし。また倉荷證券を擔保として銀行より借入金をなすには、借入金額、利子歩合、返済期限等を協定したる上、證券を銀行に差入るゝものとす。而して其の後商品を買渡すため、或は自ら庫出せんがために倉荷證券の必要生じたるときは、銀行へ借入金元利を支拂ひ、證券の返附を受けざるべからず。貨物を庫出するには、庫荷證券の受取欄に必要な事項を記入し、記名捺印の上、倉庫業者に請求す

べし。

預證券質入證券

預證券は専ら貨物の賣買をなすに用ひられ、質入證券は専ら貨物を擔保として借入金をなす場合に用ひらるべきものにして、いづれも保管貨物を代表する證券なるも、庫出の際には此の二枚を取揃へて請求するにあらざれば、倉庫業者は貨物の引渡をなさざるものとす。而して實際に於ては、賣買または質入ともに二枚の證券を切り發したる場合に於ても、または、倉荷證券一枚を發行したる場合に於ても、其の取扱上、何等異なるところなし。



預證券

第八七號

荷證券記	造	號	分
數量	一〇〇〇石	賣五〇〇俵	
量平均	一俵四斗八		
保管場所	〇〇倉庫		
月入庫日	大正 年拾月拾五日		
期限	大正 年拾月參拾日迄		
料	一個月 付金 賣錢八厘		

前記貨物左記約款ニ從ヒ正ニ受寄致候寄託者又ハ其指圖人へ本證券及ビ本證券ト同番號ノ質入證券引換ニ可相渡候也
大正 年拾月拾五日會社ニ於テ同番號ノ質入證券ト共ニ本證券ヲ作成ス
中國倉庫株式會社

支配人 吉田國松

一 本證券は、倉庫業者が、甲寄託者より預託された貨物を担保として、乙買主に發行するものである。二 本證券は、銀行に質入し、銀行が、丙買主に發行するものである。三 本證券は、倉庫業者が、甲寄託者より預託された貨物を担保として、乙買主に發行するものである。四 本證券は、銀行に質入し、銀行が、丙買主に發行するものである。五 本證券は、倉庫業者が、甲寄託者より預託された貨物を担保として、乙買主に發行するものである。六 本證券は、銀行に質入し、銀行が、丙買主に發行するものである。七 本證券は、倉庫業者が、甲寄託者より預託された貨物を担保として、乙買主に發行するものである。八 本證券は、銀行に質入し、銀行が、丙買主に發行するものである。九 本證券は、倉庫業者が、甲寄託者より預託された貨物を担保として、乙買主に發行するものである。十 本證券は、銀行に質入し、銀行が、丙買主に發行するものである。

一 防長米
寄託者 相本藤吉殿
廣島市大手町三丁目九番地
甲紙印

入庫番號
No. 1234

年月日	箇數	殘高	出庫														
			大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正			
大正			大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正	大正
日			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
年			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

年月日	箇數	殘高	供託	金額	受入	證明	印

質		讓		渡		裏		書	
一金貳萬貳千圓也	利息百圓二付	辨濟期日大正	年拾壹月	辨濟期日大正	年拾壹月	辨濟期日大正	年拾壹月	辨濟期日大正	年拾壹月
辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行	辨濟場所株式會社廣島銀行
大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月
大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月	大正	年拾壹月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 一、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 二、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 三、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 四、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 五、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 六、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 七、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 八、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 九、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予
 十、本會社所貯入在田對款設三萬圓ノ實額則予

支配人 吉田 國松
 中國倉庫株式會社
 本證券ヲ作成ス
 大正 年拾月拾五日日會社ニ於テ同番號ノ預證券ト共ニ

前記貨物左記約款ニ從ヒ正ニ受寄致候寄託者又ハ其指
 圖人ハ本證券及ビ本證券ト同番號ノ預證券引換ニ可相
 渡候也
 大正 年拾月拾五日日會社ニ於テ同番號ノ預證券ト共ニ

一防長米
 寄託者 柏木藤吉 殿
 廣島市大寺町三丁目九番地
 印紙
 No. 1234
 入庫番號

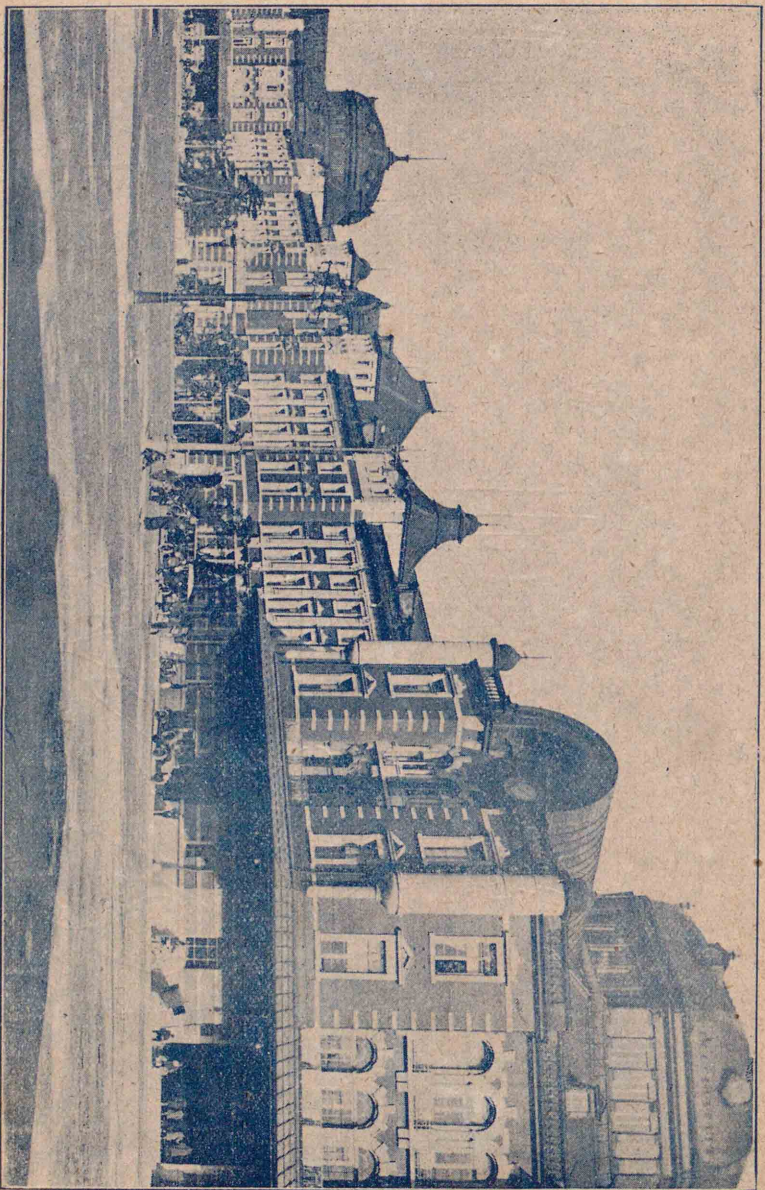
鐵道市營鐵道私設鐵道等に分つ。我が國鐵道の幹線並に枝線の主なるものは、國有にして官營なり。東京市の市街電車の如きは市營にして、地方の小鐵道は殆ど皆株式會社にて經營する私設鐵道なり。鐵道は、又軌道の間隔の廣狹により、廣軌鐵道と狹軌鐵道とに區別す。廣軌鐵道とは、其の間隔四呎八吋二分の一以上のものをいひ、狹軌鐵道とはそれ以下のものをいふ。南滿洲鐵道朝鮮鐵道の如きは廣軌にして、我が内地の鐵道は三呎六吋の狹軌なり。

第二十課 鐵道運賃

運賃

鐵道業者が受くる運送の報酬を鐵道運賃といふ。運賃には、貨物運賃と旅客運賃とあり。我が國有鐵道に於

東 京 驛 全 景



ては、旅客運賃は哩程に對して計算し、一等・二等・三等の等級によりて異なる。即ち二等は三等の二倍、一等は三等の三倍と定む。又貨物運賃は、貨物の區別・等級・扱種別・運送便により、哩程に對して計算す。

貨物の區別

鐵道貨物は、これを手荷物・小荷物・貨物の三に分つ。手荷物は、旅客の携帯品に限られ、一等客は百斤まで、二等客は七十斤まで、三等客は五十斤までは無賃にて運送せらる。但し此の制限を超過るときは、其の超過せる斤量に對し小荷物の賃金を支拂ふものとす。小荷物は、手荷物車にて輸送し得る程度のもを云ひ、其の取扱は輕便、且迅速にして、手荷物と同じく旅客列車または混合列車により運送せらるゝものなり。其の運賃は特に定められたる



貨物等級表

- 一級品 絹絲・絹織物・毛皮・樂器・寫真器・置時計・度量器・萬年筆・書畫・骨董・コ、ア・銅貨・白銅貨等
- 二級品 毛絲・毛織物・植木・鮮魚・樟腦・繭・ゴム製品・掛時計・量器・珊瑚等
- 三級品 綿絲・獸毛・印刷機・菓子・角砂糖・清酒・煉乳・漆器・書籍・絲茶・卵・銅線等
- 四級品 黃麻絲・鹽魚・乾魚・銅・石油・棉花・小麥粉・パルプ・墨表・味噌・醬油・昆布・絲綿等
- 五級品 瓦・土管・土砂・鐵・鋼・金銀鑛・石炭・石灰石・鹽・米・麥・薪・木炭・甘藷・大豆粕等
- 級外品 火藥類
危險品
家畜
自己の車輪にて運轉する車輛
死體
金銀貨紙幣等臨時の約束により運送する貨物

もの、外斤數哩數によりて、定められたる小荷物運賃表により計算せらる。

貨物 貨物とは、貨物

列車によりて運送すべき貨物をいふ。

貨物の等級 貨物は、之を一級品・二級品・三級品・四級品・五級品及び級外品に分ち、級外品は更に之を六種に分つ。而し

貨物運賃表

哩程	小口扱 (百斤ニ付)					貸切扱 (一噸ニ付)				
	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品
五哩迄	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	5.00	4.50	4.00	3.50	3.00
七	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	6.50	6.00	5.50	5.00	4.50
九	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	8.00	7.50	7.00	6.50	6.00
一一	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	9.50	9.00	8.50	8.00	7.50
一三	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	11.00	10.50	10.00	9.50	9.00
一五	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	13.00	12.50	12.00	11.50	11.00
一七	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	15.00	14.50	14.00	13.50	13.00
一九	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	17.00	16.50	16.00	15.50	15.00
二一	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	19.00	18.50	18.00	17.50	17.00
二三	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	21.00	20.50	20.00	19.50	19.00

て各其の賃率を異にす。

扱種別 貨物の扱種別には、小口扱、貸切扱、特種扱の三種あり。小口扱は斤數により運賃を計算し、貸切扱は貨車標記噸數によりて計算す。而して特種扱は級外品第一種第三種第四種第五種の貨物に限られ、各特別の計算法により運賃を計算す。

運送便 運送便には、普通便と急行便とあり。急行便は普通便よりも迅速に運送するものにして、運賃も普通便に比して高く、普通便運賃の五割増とす。

運賃支拂法 運賃支拂法には、元拂と向拂とあり。元拂とは荷送人が貨物發送の際支拂ふをいひ、向拂とは到着の上荷受人が支拂ふをいふ。

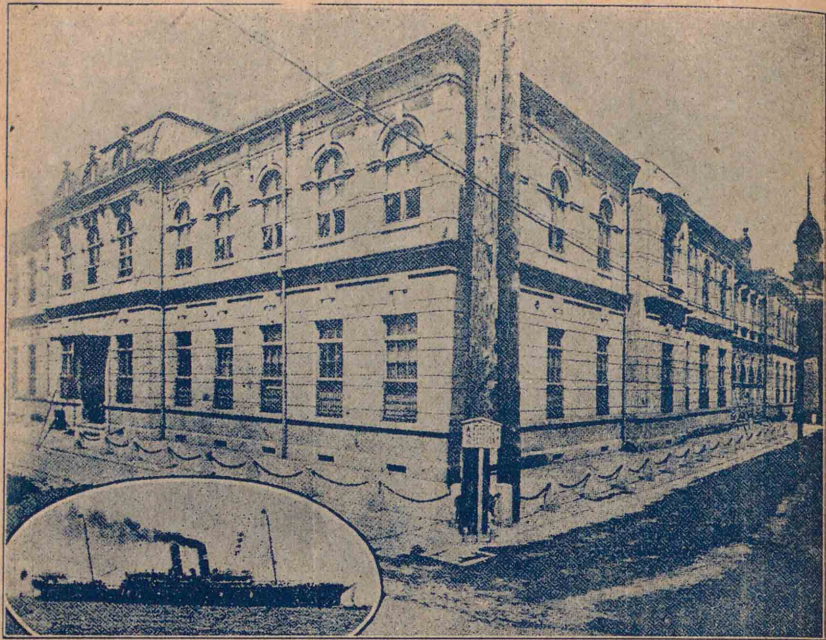
第二十一課 海 運

海運 海運とは船舶を用ひて旅客又は貨物を運送するをいひ、之を營業とするを海運業といふ。海運業に於ては、鐵道線路の如き特別なる通路を敷設するを要せず、船舶は廣き海洋を自由に航行することを得べし。従つて船舶の大きさは、造船技術の進歩と共に次第に大型となり、現今遠洋航海には數萬噸の船舶を用ひて頗る大量の運送をなすつゝあり。

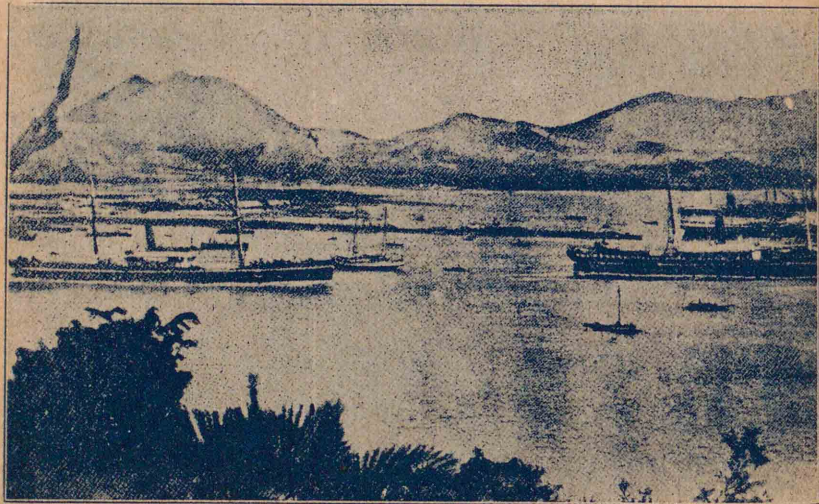
船舶 船舶には汽船、帆船の別あるも、今日は汽船を以て其の主たるものとなす。船舶は、其の使用の目的より、貨物船、郵便旅客船、貨客兩用船の三種に分つ。此の中郵便旅客

船は、其の設備最も完備し、速力早くして輕快なり。船舶はまた常に發著の時間を定めて、一定の航路を繰返し航海するものを定期船といひ、然らざるものを不定期船といふ。郵便旅客船及び貨客兩用船は多く定期船にして、貨物船は殆ど皆不定期船なり。次に船舶の大小を表はすには噸を以てす。（一噸とは百立方尺の容積をいふ。）又船舶の速力を表はすには節を以てす。（一節は一時間に一海里を走る速度をいふ。）

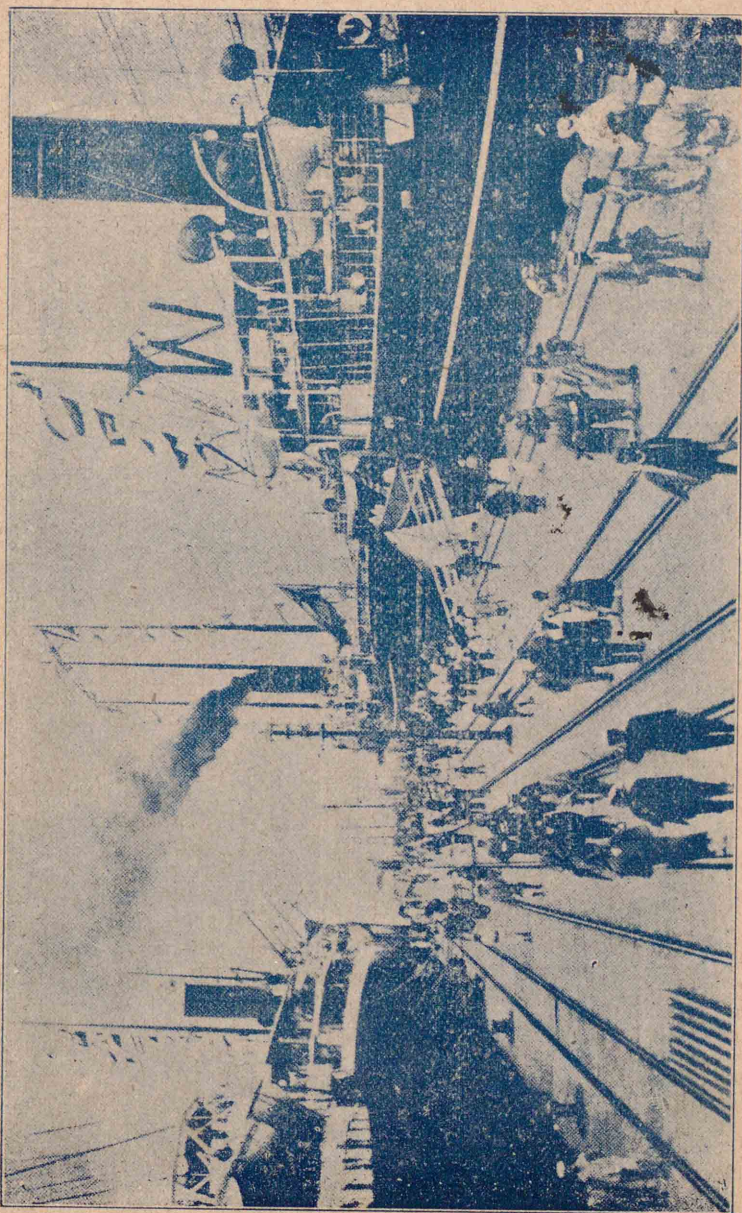
運賃 海運の運賃は鐵道運賃と異なり、常に變動し易きものなり。これ船舶は、必要に應じて何れの航路へなりとも自由に轉用するを得るが故にして、例へば或る航路が貨客多く著しく有利なる場合には、海運業者は競つて此の航路に船舶を集め、互に競争を始め、其の結果運賃低落するが



大阪商船會社とその汽船



廣島市宇品港



橫濱港棧橋

如し。されば、商人は是等の事情に留意し、其の都度照會の
勞を厭はず、最も有利に運送契約を取結ぶやう心掛くべし。
貨物の運賃率は、通例重量品は其の重量、輕量品は其の容積、
荷造一定せるものは其の個數、貴重品は其の價格につきて
定めらる。而して重量につきて定むるものは一噸即ち二
百四十貫を、容積につきて定むるものは一噸即ち四十立方
尺を、價格につきて定むるものは百圓を各、其の單位とする
こと多し。又運賃支拂法に、元拂と向拂とあることは、鐵道
に於けると同様にして、一般に云へば、大口のものには向拂、
小口のものには元拂多し。

第二十二課 外國貿易

外國貿易

世界の各國は皆其の地味氣候を異にするのみならず、人情風俗人智發達の程度等にも差異あるを以て、其の生産物も亦同じからず。これ外國貿易の行はるゝ所以にして、各國は何れも自國の特産品を輸出すると共に、他國の産物を輸入し、以て有無相通するなり。而して外國貿易の行はるゝこと盛なれば、各國は其の長ずるところの産業を益發達せしむることを得るのみならず、國民の幸福をも増進することを得べし。

我が國貿易の概況

我が國は、徳川時代に於ては廣く外國との交通を許さず、僅かに長崎の一港を開き、和蘭陀人及び支那人との貿易を許せるのみなりしが、ペルリ來朝以來、漸く諸外國との通商條約締結せられ、廣く外國貿易を行ふ

に至れり。其の後我が國の外國貿易は著しく發達し、明治元年には輸出入額僅かに二千六百萬圓に過ぎざりしも、大正九年には實に四十二億八千萬圓の巨額に達せり。而して我が國輸出品中重要なるものは、生絲・綿絲・絹布・綿布・銅陶器・砂糖・茶・燐寸等にして、主として北米合衆國・支那・關東州・印度・南洋諸島・英吉利・佛蘭西等に輸出す。又輸入品中の主要なるものは、棉花・鐵・羊毛・米・麥・肥料・石油・機械等にして、主として北米合衆國・印度・支那・關東州・濠洲等より輸入す。而して其の八割以上は、神戸・横濱・大阪の三港に於て輸出入せらる。

第二十三課

税關

開港

外國貿易をなすことを許されたる港を開港とい

大 神 横 本 元 淡 南 東
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

ふ。外國には、國境を通じて陸上貿易をなす開市なるもの
あれども、我が國は四面皆海なるを以て、外國貿易はすべて
開港を通じてなさるゝなり。我が國の開港は、最初横濱神
戸・長崎・函館・新潟の五港なりしが、其の後漸次其の數を増し、
今日にては凡そ六十を數ふるに至れり。

税關

開港には税關を置く。税關は船舶の出入・輸出・輸
入・關稅其の他の外國貿易に關する事務を取扱ふ。而して
横濱・神戸・大阪・門司・長崎・函館等の重要なる開港には税關を
設け、其の他の開港には税關支署又は税關出張所を置けり。

關稅

關稅は輸出入の貨物に課せらるゝ租稅なり。關
稅には輸出稅と輸入稅とあれども、我が國にては輸出品に
對しては一切稅金を課せず、輸入品に對してのみ課稅をな

すことゝせり。尤も輸入品中、無稅品として無稅にて輸入を
なし得るものあり。

輸出入手續

貨物を輸出せんとする時は、輸出申告書に
必要なる事項を記入して税關に差出し、貨物の検査を受け、
輸出免狀を得たる上、税關監吏立會の下に貨物を本船に積
込むなり。また、輸入の場合には、輸入申告書に送狀を添へ
て税關に差出し、貨物の検査を受け、關稅を納付し、輸入免狀
の交付を受けたる後、税關監吏立會の上、貨物を引取るもの
とす。税關には、税關貨物取扱人として、自己の名義にて輸出
入者の爲に、輸出入に關する手續をなすを專業とするもの
あり。輸出入の手續は甚だ複雑なるものなれば、之に慣れ
ざる者は、税關貨物取扱人に依頼するを可とす。

第二十口課 保險

保險 凡そ人世には、不慮の災害不幸尠からず。而も是等の災厄は、何時何人の上に落ち來たるやも計るべからず。然るに僅少の報酬を受けて、斯かる災厄に遭ひたる者の損害を填補・救濟する各種の保險業者あるを以て、吾人は之を利用することにより、安んじて業に従ふことを得べし。保險業とほ、火災により又は運送中の事故によりて受けたる損害に對し、若しくは人の生死に對し、一定の金額を支拂ふことを約し、其の報酬として保險料を受くる營業をいふ。

種類 保險に財産上の損害を填補する損害保險と、人の生存又は死亡に對し一定の金額を支拂ふ生命保險との二

大別あり。損害保險は、更に海上保險・運送保險・火災保險等種々に分る。

保險の用語 保險に用ひらるゝ術語の主なるものは左の如し。

保險者 保險者とは、保險を營む者の謂なり。即ち保險者は保險契約に基づき、損害填補又は一定の金額の支拂の責を負ふ者にして、保險會社是なり。

被保險者 被保險者とは、損害保險にありては保險者より損害の填補を受くべき者をいひ、生命保險にありては保險に附せられたる人をいふ。

保險契約者 保險契約者とは、保險者の相手方となりて保險の契約を取結ぶ者をいひ、被保險者と同一人なること

あり、別人なることあり。

保険料 保険料とは、保険者が損害の填補又は一定の金額の支拂を約することに對して受くる報酬なり。

保険價額 保険價額とは、保険に附せられたる財産の價額をいふ。生命保険には保険價額なるものなし。

保険金額 保険金額とは、保険契約の金額をいひ、事故發生したる時、保険者より被保険者へ支拂はるべき最高金額なり。保険金額は、保険價額を超過するを許さず。

保険證券 保険證券は、保険契約の内容を記載せる證券にして、保険者之を作成して被保険者に交付す。

第二十五課 海上保険

海上保険

海上は、陸上に比し危険遙に多く、船舶が貨物を搭載して航海中、暴風雨衝突、沈没、火災、坐礁等不時の災難に遭ひ、船舶及び積荷に損害を被ること少からず。かゝる損害を填補する保険を海上保険といひ、之を營業とする者は即ち海上保険會社なり。されば海運業者又は荷主は、船舶又は積荷につき、海上保険會社と保険の契約をなし、萬一の場合の損失に備へ、營業の安全を計るべきなり。

海損

船舶又は積荷が被ることあるべき海損を**全損**、單獨海損、共同海損に區別す。全損とは、船舶又は積荷が全滅するか、若しくは全然其の用をなさざるに至りし場合をいふ。單獨海損とは、船舶又は積荷の一部に被れる損害にして、船主又は荷主が單獨に負擔すべきものをいふ。而して

共同海損とは、船舶及び積荷全體の安全を計るため、船長が船舶又は積荷の一部に故意に生ぜしめたる損害にして、船主及び荷主の全體が共同して負擔すべきものをいふ。例へば航海中暴風雨に遭ひ、沈没の虞ありと信ずる時、船長は帆檣を切斷し、或は積荷の一部を海中に投じ、全體の安全を計ることあり。共同海損は即ちかかる場合の損害なり。

填補の種類 海上保険契約をなす際には、保險會社をして如何なる種類の海損を填補せしむべきやを定むる必要あり。而して全損のみを填補すべき約定を全損のみ擔保といひ、單獨海損を除き、全損及び共同海損を填補すべき約定を單獨海損不擔保といひ、全損及び共同海損は勿論、單獨海損をも填補すべき約定を單獨海損擔保と稱し、保險會社

印

紙

第壹八五號積荷保險證券

保險金額 金壹萬五千圓也

柏木藤吉殿

柏木藤吉

第1085號保險證券控	
保險ノ目的	此儀數壹千貳百五拾儀也 分防長米 五百石
填補ノ種類	本船 單獨海損擔保 船積港負擔
保險金額	金壹萬五千圓也
保險料割合	金百圓 金五拾錢也
保險料	金七拾五圓也
船名	福神丸
航路	船積港 宇品港 陸揚港 大阪港
寄航港	神 戸
積換港	十 シ
出帆日	大正 年壹月拾六日
保險金支拂場所	廣島支店
申 込	大正 年壹月拾四日 午前拾時
契 約	大正 年壹月拾五日 午後四時
摘 要	

海損をも填補すべき約定を單獨海損擔保と稱し、保險會社

印

紙

第壹〇八五號積荷保險證券

保 險 目 的

分防長米 五百石

此儀數壹千貳百五拾俵也

保險金額	金壹萬五千圓也
保險料	金七拾五圓也
保險料割合	金百圓ニ付金五拾錢
船名	福神丸
航路	船積港 宇品港 陸揚港 大阪港
寄航港	神 戶
積換港	十 市
出帆期日	大正 年壹月拾六日
保險金支拂場所	廣島支店
申 込	大正 年壹月拾四日 午前拾時
契 約	大正 年壹月拾五日 午後四時
摘 要	

填補ノ種類
本船 單獨海損擔保
解船 船積港負擔

當會社ハ右積荷ニ對シ大正 年壹月拾五日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアレハ本證券ニ記載セル填補ノ種類及ヒ保險契約ノ定ムルトコロニ從ヒ被保險者柏木藤吉殿へ無相違其損害ヲ填補スヘシ爲後日保險證券仍而如件

大正 年壹月拾五日廣島市ニ於テ作成ス

日本海上火災保險株式會社廣島支店

支配人 片岡泰造 (印)

保險契約者

柏木藤吉殿

柏木藤吉

控券證保險號1085第

此儀數壹千貳百五拾俵也
分防長米 五百石
保險ノ目的

填補ノ種類	本船 單獨海損擔保 解船 船積港負擔
保險金額	金壹萬五千圓也
保險料割合	金百圓ニ付金五拾錢
保險料	金七拾五圓也
船名	福神丸
航路	船積港 宇品港 陸揚港 大阪港
寄航港	神 戶
積換港	十 市
出帆日	大正 年壹月拾六日
保險金支拂場所	廣島支店
申 込	大正 年壹月拾四日 午前拾時
契 約	大正 年壹月拾五日 午後四時
摘 要	

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險積荷ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上保險トス

第二條 當會社ハ左ニ掲クル損害ヲ填補スルノ責ニ任セシ

- 一 襲撃、暴徒、若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
- 二 被撃、捕獲、強留、抑止其宣戰ノ前後有無テ問ハス凡テ戰爭ヨリ生ズル損害
- 三 被保險者保險契約者若シクハ保險金額ヲ受取ルヘキ者又ハ此等ノ者ノ代理人雇傭人又ハ船長及ヒ海員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因テ生ズル損害
- 四 被保險積荷ノ性質若シクハ瑕疵其他自然ノ消耗ニ因テ生ズル損害又ハ不可抗力ニ起因セサル破損、毀損、腐敗、變質、變色又ハ荷造積荷ノ不注意ヨリ生ズル損害
- 五 盜難、鼠喰、蟲喰、鉤傷、雨濡又ハ不可抗力ニ起因セサル漏損荷包ノ破損中荷ノ混合ヨリ生ズル損害
- 六 船舶出帆ノ當時安全ニ航海ヲナスニ必要ノ準備ヲ爲サス又ハ必要ナル書類ヲ備ヘス若シクハ官廳ノ検査ヲ怠リタル場合ノ損害
- 七 密輸出入脱税等ヲ謀リタル事故ニ生ズル損害
- 八 積荷力検査ニ因リ又ハ戰時禁制品タルカ爲ニ押收セラレタルニヨリ生ズル損害

第三條 被保險積荷ヲ積込ムヘキ船舶ハ船名ヲ改ムルモ他ノ船長ヲ使役スルモ妨ナシト雖モ必ラス本證券記載ノ船舶ニ限ルヘシ

第四條 保險ノ責任ハ積荷ヲ本證券記載ノ船舶ニ積込ミタル時ヲ以テ始マリ仕向地ヘ著積積荷ヲ該船舶ヨリ積卸シタル時ヲ以テ終トス

第五條 被保險積荷ノ船積其他ノ取扱ニ關シ船舶所有者若シクハ船長海員ノ過失ニヨリ損害ヲ生ズルコトアルモ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セシ

第六條 不可抗力ノ原因ナクシテ相當ノ時間内被保險積荷ノ船積又ハ陸揚ヲナサ、ルカ爲ニ損害ヲ生ズルコトアルモ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セシ

第七條 保險申込ニ際シ被保險積荷ヲ積込ムヘキ船舶ノ名稱未定マラサルカ又ハ知レサル場合ニハ保險契約者又ハ被保險者ハ其積荷ヲ積込ミタルコトヲ知リタルトキハ直チニ船舶ノ名稱ヲ當會社ニ通知スヘシ若シコノ通知ヲ怠リタルトキハ本契約ハ其效力ヲ失フ但シ被保險者力保險契約ノ取結アルコトヲ知リタルトキハ此限ニアラス

第八條 航海途中ノ港洋ニ於テ被保險積荷ヲ本證券記載ノ船舶ヨリ他ノ船舶ニ積換スル場合ニハ前以テ當會社ニ通知シ其承諾ヲ得ルニアラサルモ當會社ハ其積荷ノ本證券記載船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ填補スルノ責ニ任セシ但シ其積換力保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニアラス

第九條 被保險積荷ノ全部又ハ一部ノ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ發航地又ハ寄航地ニ於テ他ノ同等ノ船舶ヲ以テ積送セル時ハ本證券記載ノ船舶以外ノ船舶ヲ以テ運搬セル部分ニ對シテハ積荷ヲ積込ムヘキ船舶ヲ定メサリシ場合ト同様ニ看做シ本證券第六條ノ規定ニ準據スヘキモノトス

第十條 保險申込ニ際シ積荷ノ名稱數量未詳又ハ豫定ノ場合ニハ被保險者保險契約者又ハ其代理人ハ確定ノ名稱數量ヲ知リタル時ハ直チニ當會社ニ通知スヘキモノトス若シ之ヲ怠リタル時ハ本契約ハ其效力ヲ失フ

第十一條 保險契約ニ際シ積荷ノ名稱數量未詳又ハ豫定ノ場合ニハ被保險者保險契約者又ハ其代理人ハ確定ノ名稱數量ヲ知リタル時ハ直チニ當會社ニ通知スヘキモノトス若シ之ヲ怠リタル時ハ本契約ハ其效力ヲ失フ

第十二條 凡テ保險ニ附シアルモノト看做シ本證券記載ノ保險料割合ニ應シ保險料ヲ徵收スヘシ若シ船舶ノ名稱未詳又ハ他ノ船舶ニ分載セルトキ又ハ他ノ船舶ニ積込メル時亦之ニ準ス

第十三條 保險申込ニ際シ金額未定又ハ豫定ノ場合ニハ被保險者保險契約者又ハ其代理人ハ確定ノ金額ヲ知リタル時ハ直チニ當會社ニ通知スヘシ

第十四條 豫定ノ金額ト確定ノ金額ト相違セル場合ニハ當會社ヘ其積出港ニ於ケル積出日ノ市場相場其他船積諸掛及ヒ保險料ニヨリ保險價額ノ證明ヲナサシムルコトアルヘシ

第十五條 本證券第六條ノ場合ニ於テ保險契約者被保險者又ハ其代理人ハ積荷ノ船積ヲ知ラサルコト若シクハ積荷ノ船積ヲ知リテ直チニ通知ヲナシタルコトヲ證明スヘキ責任ヲ負フモノトス

第十六條 本證券第八條第九條第十條ノ舉證ノ責任ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第十七條 特ニ明約アルニアラサルモ當會社ハ甲板上ノ危險又ハ艇舟其他本證券記載ノ船舶以外ノ危險ヲ擔保セシ但積替ヲ承認セル場合ニハ途中積替港ニ於テ他ノ船舶ニ積替フル間ノ艇舟危險其他不可抗力ニ起因シ積荷ヲ積替陸揚ノ上再ヒ積込セル場合ハ此限ニアラス

第十八條 明約ヲ以テ甲板積ノ危險ヲ擔保セル場合ト雖モ投荷ノ外甲板上ノミニ起リタル損害ハ當會社ニ於テ一切填補ノ責ニ任セシ

第十九條 明約ヲ以テ艇舟ノ危險ヲ擔保セル時ハ特ニ之ヲ填補ノ種類ヲ定メサル場合ト雖モ全部ノ損失ノ外填補ノ責ニ任セシ但シ本證券ニ記載セル積荷ヲ艇舟ニ分チ積込テナル時ハ一艘毎ニ各別ニ保險ニ附シタルモノト看做スヘシ

第二十條 明約アルニアラサルモ本證券記載ノ保險金額ヲ以テ被保險積荷ノ價格ト看做ス

第二十一條 本證券ニ於テ保險金額ヲ明記セルトキト雖モ當會社ハ被保險者ヲシテ其保險ニ附セル積荷ヲ積込タル證明及ヒ積出港ニ於ケル積込當時ノ相場其他仕切狀等ニヨリ其保險價格ヲ證明セルコトアルヘシ此場合ニ於テ右手續ヲ盡サ、ル間ハ當會社ハ損失金ノ仕拂ヲナサ、ルモノトス

第二十二條 當會社力填補スヘキ金額ハ何等ノ場合タルチ問ハス保險金額ヲ以テ限度トス但保險金額力保險價格ヲ超過スル場合ニ於テハ其保險價格ヲ以テ限度トス

第二十三條 本證券第五條乃至第九條ノ場合ト雖モ當會社保險料全額ヲ請求スル權利ヲ失ハス

第二十四條 當會社若シクハ被保險者ニ於テ被保險積荷ノ救護ヲナスト雖モ之ヲ以テ委棄ヲ承諾シ又ハ拋棄シタルモノト看做スコトヲ得ス

第二十五條 特擔分損ヲ擔保セルトキト雖モ生絲、織物、洋絲、其他ノ貴重品ハ每壹個ニ付キ米穀類、油、醬油、砂糖、肥料其他通常商品ハ每荷印ニ付キ百分ノ四以下及ヒ前各種ヲ通シテ一口ノ保險金額百圓ニ滿タサルトキハ一口ニ付キ金百圓以下ノ損害ハ當會社之ヲ填補セシ

第二十六條 特擔分損不擔保ノ時ト雖モ共同海損ノ屬スル損害又ハ船舶ノ沈没、火災、坐礁、膠沙、衝突ニ起因セル損害ハ當會社之ヲ填補スヘシ

第二十七條 共同海損ハ千八百九十年「ヨーク」ノ共同海損規定ニ準據シテ精算セラル、ニアラサルモ當會社之ヲ填補セシ

第二十八條 同一ノ被保險者ニ屬シ同一ノ荷受人ニ宛テ送付セラル、同種若シクハ類似ノ積荷ニシテ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノハ假令之ヲ數口ニ申込ミ數通ノ保險證券ヲ發行セル場合ト雖モ悉皆合算ノ上壹通ノ保險證券ヲ以テ擔保シタルモノト看做シ填補ノ責任ヲ定ムヘキモノトス

第二十九條 左ノ場合ニ因リ被保險者ハ被保險積荷ヲ當會社ニ委棄シテ保險金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

- 一 日本沿海(但シ千島列島八重山群島臺灣澎湖列島ヲ除ク)
 - 二 遠洋航路
- | | | | | | |
|---|------|----|-----|----|-----|
| 一 | 近海航路 | 帆船 | 三ヶ月 | 汽船 | 二ヶ月 |
| 二 | 遠洋航路 | 帆船 | 六ヶ月 | 汽船 | 四ヶ月 |

第三十條 被保險積荷ヲ積込ミタル船舶力遭難シ積荷ノ救援救助見込ナキトキ

第三十一條 同一ノ場合ニ於テ積荷ノ原質全部毀損シタルトキ

第三十二條 本證券ニ基キ損害ヲ證明シ之カ填補ヲ請求シタルトキハ當會社ハ其請求アリシ日ヨリ起算シ三十日ヲ經タル後支拂ヲナスヘシ

第三十三條 以上定ムル所ノ保險契約當時實施セル當會社保險取扱定期ニ準據スヘキモノトス

の責任最も重し。

第二八〇號

積荷保險申込書

保險貨物ノ種類及名稱		船名		汽船 福神丸	
分防長米		出帆月日		大正 年壹月拾六日	
五百石		航路		自宇品 至大阪	
此係數壹千貳百五拾俵		積替港		+	
保通		寄航港		神 戸	
券帳		船積港負擔		船積港負擔	
第 號		船積港負擔		船積港負擔	
被保險者		保額		金百圓二付	
柏木藤吉		保險料		七五〇〇〇	
廣島支店		割合料		五〇〇〇	
損失金支拂場所		保險金額		十萬五千〇〇〇	
廣島支店		填補種類		單獨海損擔保	
大正 年壹月拾四日		船積港負擔		船積港負擔	
日本海上保險株式會社御中		船積港負擔		船積港負擔	
保險契約者		船積港負擔		船積港負擔	
柏木藤吉 (印)		船積港負擔		船積港負擔	

多き得意先に對しては、一々積荷保險證券を作成し、之を交付するは煩はしきを以て、積荷保險證券の條項を卷頭に列記したる保險通帳を渡し置き、契約の都度必要なる事項を之に記入して契約の證となす便法行はる。

第二十六課 運送保險

運送保險

運送保險は、鐵道其の他による陸上の運送貨物、又は河川、湖沼、港灣等の運送貨物に被ることあるべき損害を填補する保險なり。陸上又は湖川等は、海上に比すれば危険少きこと勿論なるも、尙、脱線、衝突、暴風雨、火災等種々の災厄に遭遇することあるを以て、運送貨物には保險を附するを安全とす。

保 險 料 金 圓 錢 但 割 合 金 百 圓 二 付 錢

申込第 號	運送保險申込書			證券 通帳 番號
貨物ノ 品目數	分防長米百貳拾石			發着地 白廣島至京都
量荷印	彙倭造 參百俵			運送ノ 道筋及 鐵道便
番號荷				運送人又ハ 運送取扱人
荷出人	柏木藤吉	被保險者 住所氏名	内國通運株式會社 京都市上京區烏丸東入 佐藤重太郎	
荷受人	佐藤重太郎	契約人	廣島市大手町三丁目九番地 柏木藤吉	
保險金	金參千六百圓也	日本運送保險株式會社御中		

右ハ貴社運送保險約款ニ據リ保險契約致度申込候也
 大正 年壹月拾八日
 日本運送保險株式會社御中

印紙

第六〇〇號

運送保險證券

保 險 物	分防長米百貳拾石			發着地 自廣島至京幕
彙倭造 參百俵				運送ノ 道筋及 鐵道便
保險料	金拾八圓也	運送人又ハ 運送取扱人	内國通運株式會社	
保險金	金參千六百圓也	被保險者 住所氏名	内國通運株式會社 京都市上京區烏丸東入 佐藤重太郎	

當會社ハ前記保險物ニ對シ此證券裏面ニ記載シタル運送保險約款ニ基キ大正 年壹月拾八日柏木藤吉殿ト運送保險契約ヲ取結ビタリ依テ當會社ノ保險シタル損害ヲ生ジタルトキハ前記保險金額ヲ限リトシテ佐藤重太郎殿又ハ其指圖人ニ保險金ヲ支拂フ可シ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノナリ

大正 年壹月拾八日廣島市ニ於テ作成ス

日本運送保險株式會社廣島支店
 支配人 生野仙太郎

柏木藤吉殿

保險契約者

日本運送保險株式會社之印

契約手續 貨物に運送保険を附する手續は、海上保険の場合と殆ど同様にして、即ち運送保険申込書に貨物の品名、數量、荷造、發著地、運送の道筋及び方法、保険金額等を記入して、保險會社に差出し、保險料を支拂ひたる上、運送保險證券を受取るものとす。

第二十七課 火災保險

火災保險 建築術及び防火設備の著しき進歩あるに拘らず、人口の増加及び商工業の發達に伴ふ都市の擴大、工場、劇場其の他各種の大建築物の増加等は、火災の數を多からしむる原因となり、我が國に於ては年々約一萬七千回の火災起り、四萬戸以上の家屋と莫大の商品家財家具とを焼失

火災保險申込書

彼保險物(時造ノ險物保價及構)		一、木造瓦葺二階建 營業用家屋壹棟 參拾五坪 此保險價額金七千圓也	
保險金	金七千圓也	在所	廣島市大手町三丁目九番地
保險料	金七十圓也 <small>但保險金百圓ニ付 一ヶ年全費圓ノ割ニ付</small>	限期	自大正 年壹月壹拾五日 至大正 年壹月壹拾五日
被保險物使用者ノ職業	米穀商	隣家ノ構造、距離	西隣ハ煉瓦作りノ呉服店、東隣ハ木造瓦葺洋服店、南邊路北隣ハ木造瓦葺ノ菓子店
及危險ノ狀況	隣家ノ構造、距離	隣家ノ種類ノ外貯	家具及營業用商品
所有主ト申込人ト別人ナラハトキ其住所姓名及理由	所有主ト申込人ト別人ナラハトキ其住所姓名及理由	種類及構造	燈籠一ヶ所、電一ヶ所、電燈瓦斯併
約ノ有無	約ノ有無	日常使用品ノ外貯	家具及營業用商品
右ノ外火災保險ニ影響スル事柄若シクハ其他ノ事情	右ノ外火災保險ニ影響スル事柄若シクハ其他ノ事情	職保險物使用者ノ職業	米穀商
保險料ノ拂込	一年分ヲ一四二拂込	被保險物使用者ノ職業	米穀商
右ハ貴社現行ノ火災保險規則承認ノ上申込候也 廣島市大手町三丁目九番地 大正 年壹月壹拾五日 申込人 柏木藤吉 (印)			
東洋火災保險株式會社御中			

しつゝあり。以て其の損害の甚大なるを知るべし。火災
保険とは、火災により家屋其の他の財産に被ることあるべ
き損害を填補する保険をいひ、之を營業とする者を火災保
險會社といふ。

契約手續

火災保険の契約をなすには、火災保険申込書
に保険に附すべき物の名稱所在、數量、價額、保險期間、保險金
額等を記入して保險會社に差出すべし。會社は、先づ申込
書と引合せて被保險物の検査をなし、保險料の割合を定め
て之を支拂はしめたる後、火災保險證券を交付す。保險期
間は、家屋につきては通例一ケ年なり。

保險料

保險料は、被保險物の種類、構造所在、使用の目的
等によりて異なり、通例一ケ年につき千分の何程と定めら

保險契約ノ條項

- 第一條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子、準備積立金、株金其ノ他當會社ニ屬スル財産ヲ限リトス
- 第二條 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルテ通則トス故ニ保險契約ノ効力ハ此ノ證券ニ記載セザル他ノ物件ニ及バザルモノトス
- 第三條 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ限り包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルコトヲ得、但シ現貨、寶玉、證券、有價證券、書畫、稿本、古器物、其ノ他普通價格ヲ有セザルモノハ包括セザルモノトス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルベシ
 - 一 保險申込書ニ虚偽、隱蔽等不正ノ廉アルカ又ハ火災保險ニ影響スベキ必要ノ事項ヲ揭示セザルカ其ノ他事實ニ相違ノ告示ヲナシタルトキ
 - 二 保險料ヲ期日ニ拂込マザルトキ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ當會社ニ通知シ此ノ證券ニ裏書ヲナシタルニアラザレバ保險契約ハ無効タルベシ
 - 一 被保險物若シクハ其ノ近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
 - 二 火ヲ取扱フベキ場所ヲ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ビ日用ノ爐ヲ除ク)
 - 三 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
 - 四 被保險家屋ノ空家トナリタルトキ
 - 五 被保險物ヲ貯藏スル建物ヲ改造シタルトキ
 - 六 被保險物ノ數量若シクハ價格ノ減少シタルトキ
 - 七 被保險物ヲ賣讓譲與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
 - 八 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
 - 九 右ノ外總テ保險ニ影響スル事柄ノ生ジタルトキ又ハ保險申込書若シクハ此ノ證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條 左ノ場合ニハ當會社ハ損害辨償ノ責ニ任ゼズ
 - 一 被保險者若シクハ同居ノ親族ガ故意ニ放火シタルトキ
 - 二 火災ノ節被保險物ヲ隠匿シタルカ又ハ辨償金請求書ニ虚偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
 - 三 法律規則ニ背キタルニ依リ生ジタル火災及ビ其ノ他ノ損害
 - 四 内亂、外患、一揆、暴動等ニ原因スル火災及ビ其ノ他ノ損害
 - 五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ火ヲ發シタルトキ
 - 六 震災ニ原因スル火災及ビ其ノ他ノ損害

間は、家屋につきては通例一ケ年なり
保険料 保険料は、被保険物の種類・構造・所在・使用の目的等によりて異なり、通例一ケ年につき千分の何程と定めら

印紙

火災保險證券

第二八號

保險契約者 柏木藤吉殿

一 保險金額金 七千圓也

一 保險料金 七拾圓也 領收濟

保險ノ目的 及其價格	營業家屋 壹棟 木造瓦葺二階建 參拾五坪 價格金 七千圓也
所在	廣島市大手町三丁目九番地
保險期間	自大正五年壹月貳拾五日午後四時 至大正五年壹月貳拾五日午後四時
所有者	廣島市大手町三丁目九番地 柏木藤吉

當會社ハ前記保險ノ目的ノ所有者 柏木藤吉殿ト
 本證券裏面ニ記載セル保險契約ノ條項ニ基キ火災保險ノ契
 約ヲ締結シタルニヨリ右ノ目的物火災ニ罹リタルトキハ前
 掲ノ保險金額ヲ限り損害ヲ填補スヘシ其證トシテ本證券ヲ
 交附致候也

大正 年壹月參拾日東京市ニ於テ作成ス

東洋火災保險株式會社

東洋火災 保險株式 會社之印
 社長 島本元藏
 支配人 大谷順一郎

保險契約ノ條項

- 第一條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子、準備積立金、株金其ノ他當會社ニ屬スル財産ヲ限リトス
- 第二條 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルヲ通則トス故ニ保險契約ノ効力ハ此ノ證券ニ記載セザル他ノ物件ニ及バザルモノトス
- 第三條 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ限リ包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルコトヲ得、但シ現貨、寶玉、證券、有價證券、書畫、稿本、古器物、其ノ他普通價格ヲ有セザルモノハ包括セザルモノトス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルベシ
 - 一 保險申込書ニ虛偽、隱蔽等不正ノ罪アルカ又ハ火災保險ニ影響スベキ必要ノ事項ヲ揭示セザルカ其ノ他事實ニ相違ノ告示ヲナシタルトキ
 - 二 保險料ヲ期日ニ拂込マザルトキ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ當會社ニ通知シ此ノ證券ニ裏書ヲナシタルニアラザレバ保險契約ハ無効タルベシ
 - 一 被保險物若シクハ其ノ近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
 - 二 火ヲ取扱フベキ場所ヲ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ビ日用ノ爐ヲ除ク)
 - 三 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
 - 四 被保險家屋ノ空家トナリタルトキ
 - 五 被保險物ヲ貯蔵スル建物ヲ改造シタルトキ
 - 六 被保險物ノ數量若シクハ價格ノ減少シタルトキ
 - 七 被保險物ヲ賣買譲與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
 - 八 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
 - 九 右ノ外總テ保險ニ影響スル事柄ノ生ジタルトキ又ハ保險申込書若シクハ此ノ證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條 左ノ場合ニハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セズ
 - 一 被保險者若シクハ同居ノ親族ガ故意ニ放火シタルトキ
 - 二 火災ノ節被保險物ヲ隠匿シタルカ又ハ賠償金請求書ニ虛偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
 - 三 法律規則ニ背キタルニ依リ生ジタル火災及ビ其ノ他ノ損害
 - 四 内亂、外患、一揆、暴動等ニ原因スル火災及ビ其ノ他ノ損害
 - 五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ火ヲ發シタルトキ
 - 六 震災ニ原因スル火災及ビ其ノ他ノ損害
 - 七 火災ノ爆發、繼續、破裂若シクハ雷電、風災其ノ他ノ天災ニシテ火災ニアラザル損害
- 第七條 火災ノ節當會社ノ職掌ヲ携帶シタル役員若シクハ人夫其ノ現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スルコトアルモ決シテ之ヲ拒ムベカラズ
- 第八條 被保險物火災ニ罹リタルトキハ當會社若シクハ最寄代理店(即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因、罹災ノ狀況、及ビ損害價格等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ニ差出スベシ若シ二週間内ニ此ノ手續ヲナサザルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セズ
- 第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辨人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ズ之ニ應ゼザルベカラズ
- 第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セザルモノトス但シ事實不明了ニシテ調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ此ノ限リニアラズ
- 第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レドモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再築スルコトアルベシ
- 第十二條 被保險物ガ他ノ保險者ト重複保險ナルトキハ雙方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其ノ割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムベシ如何ナル事情アルモ他ノ保險者ニ於テ負擔スベキ金額ノ支拂ヲナサズ
- 第十三條 時價未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ヲ以テ辨償額ヲ定ムベシ
- 第十四條 保險金額ニ滿タザル辨償額ヲナルトキハ殘額ニ對シテハ期限中効力ヲ有スルモノトス
- 第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ雙方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ビ其ノ評定ニ附スベシ評價人ノ意見一致セザルトキハ雙方同意ノ仲裁人一名ヲ選ンテ之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其ノ判定ニ對シテハ雙方異議ヲ唱フルコトヲ得ズ
- 第十六條 費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スベシ
- 第十七條 辨償金ノ拂渡日ヲ通知シタル後五十日ヲ經テ受取ラザルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ヲ免ル
- 第十八條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ任意解約スルコトヲ得
- 第十九條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セザルヲ通則トス然レドモ次ノ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合シタル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スベシ

經過日數一ヶ月以内	年額ノ四分ノ一
同 三ヶ月以内	同 四分ノ二
同 六ヶ月以内	同 四分ノ三
同 一ヶ年以内	同 四分ノ四
- 第六條第四項乃至第七項ノ場合
 - 一 法律規則ニ依リ被保險物ヲ取毀チタルトキ
 - 二 當會社ノ都合ニ依リ解約シタルトキ
 - 三 被保險者ノ都合ニ依リ解約シタルトキ

る。其の支拂方法には、一回拂と分割拂とあり。

第二十八課 生命保險

生命保險 生命保險とは、被保險者が死亡したる時又は

第七條 火災ノ節當會社ノ徽章ヲ携帶シタル役員若シクハ人夫其ノ現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スルコトアルモ決シテ之ヲ拒ムベカラズ

第八條 被保險物火災ニ罹リタルトキハ當會社若シクハ最寄代理店へ即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因、罹災ノ狀況、及ビ損害價格等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ニ差出スベシ若シ二週間内ニ此ノ手續ヲナサルトキハ當會社ハ損害辨償ノ責任ニ任ゼズ

第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辨人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ズ之ニ應ゼザルベカラズ

第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セザルモノトス但シ事實不明了ニシテ調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ此ノ限リニアラズ

第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レドモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再築スルコトアルベシ

第十二條 被保險物ガ他ノ保險者ト重複保險ナルトキハ雙方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其ノ割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムベシ如何ナル事情アルモ他ノ保險者ニ於テ負擔スベキ金額ノ支拂ヲナサズ

第十三條 時價未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ヲ以テ辨償額ヲ定ムベシ

第十四條 保險金額ニ滿タザル辨償額ヲ付シタルトキハ殘額ニ對シテハ期限中効力ヲ有スルモノトス

第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ雙方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ビ其ノ評定ニ附スベシ評價人ノ意見一致セザルトキハ雙方同意ノ仲裁人一名ヲ選ンデ之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其ノ判定ニ對シテハ雙方異議ヲ唱フルコトヲ得ズ

裁ノ費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スベシ

第十六條 辨償金ノ拂渡日ヲ通知シタル後五十日ヲ經テ受取ラザルトキハ當會社ハ損害辨償ノ責ヲ免ル

第十七條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ隨意解約スルコトヲ得

第十八條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セザルヲ通則トス然レドモ次ノ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合シタル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スベシ

經過日數一ヶ月以内	年額ノ四分ノ一
同 三ヶ月以内	同 四分ノ二
同 六ヶ月以内	同 四分ノ三
同 一ヶ年以内	年額

一 第六條第四項乃至第七項ノ場合
 二 法律規則ニ依リ被保險物ヲ取毀チタルトキ
 三 當會社ノ都合ニ依リ解約シタルトキ
 四 被保險者ノ都合ニ依リ解約シタルトキ

る。其の支拂方法には、一回拂と分割拂とあり。

第二十八課 生命保險

生命保險

生命保險とは、被保險者が死亡したる時又は一定の年齢に達したるとき、保險者より保險金額の支拂をなす保險なり。而して何人も被保險者となることを得れども、一定の年齢以上の老年者又は一定の年齢以下の幼兒及び身體虛弱なる者に對しては、保險者保險契約をなさざるものとする。

種類

生命保險を分ちて、死亡保險・生存保險・養老保險の三種に大別することを得。

死亡保險 死亡保險は、被保險者が死亡したる時、保險金

を支拂ふ契約の保険にして、終身保険と稱せらるゝものなり。

生存保険 生存保険は、被保険者が一定の年齢まで生存したる場合に限り、保険金を支拂ふ保険にして、我が國には殆ど行はれず。

養老保険 養老保険は、被保険者が一定の年齢に達したるとき、保険金を支拂ふは勿論、其の年齢に達せずして死亡したる場合にも、保険金を支拂ふ契約の保険にして、我が國に於ては最も廣く行はるゝものなり。

契約手續

生命保険の契約をなさんとするには、生命保険申込書に必要な事項を記入して、保険會社に差出すべし。會社は、醫師をして被保険者の身體検査をなとしめ、適

第九六七五號

利益分配附

養老生命保險證券

印紙印

一 保險金五千圓也

契約日及び保險期間ノ始期

大正 年貳月八日

保險契約人

柏木 藤吉 殿

種類

貳拾年滿期

柏木 藤吉 殿

滿期日

大正 年貳月八日

保險金受取人

右長男 柏木 一郎 殿

保險料拂込期日

金壹百圓也

每年貳月八日及び八月八日

右保險契約人ト當會社ハ此證券ノ裏面ニ記載シタル約款ニ據リ利益分配附養老保險契約ヲ締結シ當會社ハ前記ノ契約日ニ於テ第一回保險料ヲ領收セリ依之右保險契約人ハ前記ノ滿期間保險料ヲ當會社ニ拂込ミ當會社ハ右被保險人ガ滿期日迄生存シタル時ハ被保險人ニ若シ其以前ニ死亡シタルトキハ右保險金受取人ニ前記ノ保險金額ヲ拂渡スベキモノ也

大正 年貳月拾五日東京市ニ於テ作成ス

明治生命保險株式會社取締役

立野 俊也 印

明治生命
保險株式
會社之印

當と認めたる時は、第一回の保険料を支拂はしめたる後、生命保険証券を交付するものとす。死亡保険又は養老保険の場合には、特に保険金受取人を定むるの要あり。次に、保険料は、其の一年分を前納すべきものなれども、便宜上之を一ヶ月拂、三ヶ月拂、半年拂として分納することを得。

簡易生命保険

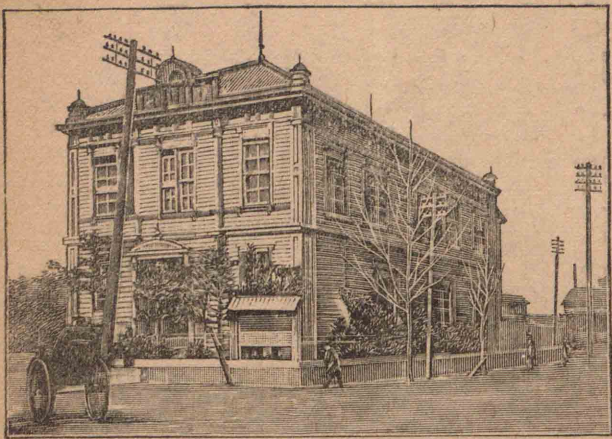
我が政府は簡易生命保険を經營す。簡易生命保険は小口の生命保険にして、保険金額の最高を三百五十圓と定め、被保険者の身體検査を行はずして、終身保険又は養老保険の契約をなす。而して此の保険は郵便局之を取扱ひ、毎月集金人を派し、保険料を取立つるが故に、契約者は甚だ便利なるべし。

第二十九課

商業會議所及び興信所

商業會議所

商業會議所は、商工業者の利益を保護、伸長し、商工業の發達を圖らんが爲に、都市其の他一定地域内の



廣島商業會議所

商工業者を以て組織する團體なり。其の行ふところの事務甚だ多きも、其の主なるものは、

- (一) 商工業の發達を圖るに必要な方策を調査すること、
- (二) 商工業に關する法規の制定、改廢等につき、官廳に意見を陳ぶること、
- (三) 商工業に關する種々の事項に

つき、官廳の諮問に應ずること、

(四) 商工業の状況及び統計を調査・發表すること、
等なり。商業會議所には、其の地の商工業者により選舉せられたる定數の議員ありて、専ら其の事務を行ふ。

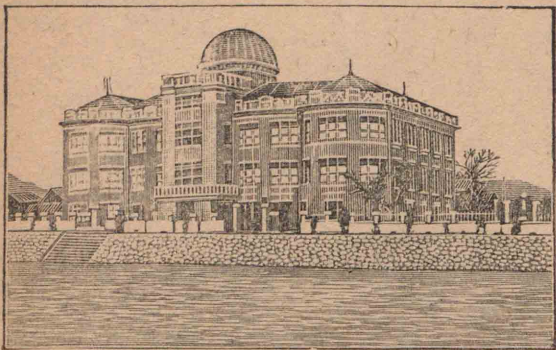
興信所 商業の發達に伴ひ、信用を基礎とする取引盛に行はるゝ今日に於ては、商人は取引先の信用不明なるため、或は取引上不安を感じ、或は多大の不利を蒙ることあるべし。而も商人は、自ら信用の調査をなすこと甚だ困難なるを以て、専門の信用調査機關の必要あり。興信所は即ち此の必要によりて設けられたる信用調査機關にして、廣く商工業者の營業の狀態、資産負債の状況等に關する調査をなし、之を加盟者又は依頼者に報告し、以て商工業者の便益を

計るるものなり。

第三十課

商品陳列所及び博覽會

商品陳列所 商品陳列所は、内外の重要なる商品を蒐集・陳列して公衆の縦覽に供し、商品に關する知識を普及し、産業の發達を計らんがため設けらるゝものなり。商品陳列所には、農商務省商品陳列館の如く官立のものあり、又府縣若しくは市の經營にかゝる公立のものありて、重要なる都市には概ね其の設立を見る。



廣島縣商標品列所

博覽會

博覽會は商品陳列所が常設なるに反し、隨時隨所に開催せらるゝものにして、各種の商品を陳列するは勿論、各種産業の現状を示すべき設備をなし、以て直接間接に産業の進歩發達を計るを其の主たる目的となす。博覽會に、規模の大、小、出品人の範圍等により種々異なる名稱を附す、何市又は何縣共進會、何府何縣聯合共進會又は博覽會、内國博覽會、萬國博覽會等といふが如き、即ちこれなり。



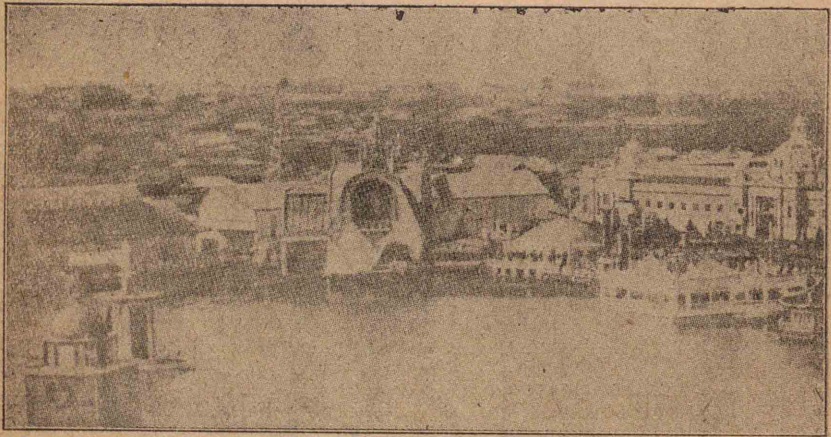
大正十一年 和平

第三十一課

社會と商人

社會に於ける商人の地位

現今の文明社會に於ては、各人は互に獨立し、各、其の長ずるところ又は其の欲するところの業を選び、所謂分業を以て社會共同生活の要務を分擔しつゝあり。茲に於て社會に各種の職業を生じ、政治家、軍人、官吏、辯護士、醫師、僧侶、學者、教育家、音樂家、美術家、農業家、工業家、商人等、種々の職業に従



紀念東京博覽會

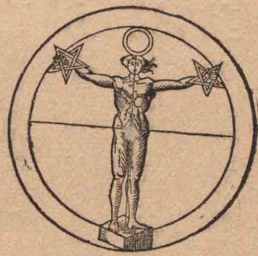
事する者を見るに至れり。而して是等の中、商人は農業家、工業家等の生産したる生活に必要な物資の需要供給を調節し、以て各人の生活に支障なきやう必要品の供給を圓滑ならしむべき地位にあり。即ち商人は、生産業者と協力して、各人の衣食住の資料を社會に供給しつゝあるものにして、今日の社會は、商人なくしては一日も存続すべからず。

商人の本務 斯くの如く、商人は社會各人の生活に必要な物資の供給を以て其の本務となす。缺くべからざる物資の供給を掌るを以て其の本務となす。されば、商人たる者は、苟くも不正の行をなさざるは勿論、公衆の利害を忘れて私利を貪るが如きことなく、常に公正なる價格を以て優良なる物資を供給し、各人の生活を幸福ならしむるの心掛けなかるべからず。

商人の修養

進歩せる現代の社會に於て、商業を營み、其の成功を期せんには、商業學、簿記學、商品學、地理學、外國語等、商人として必要な知識を修め、且實地の經驗を積み、以て經營の秘訣を體得すると共に、常に新聞雜誌等の研究によりて社會百般の出來事を知り、日進月歩の知識を獲得し、時勢に遅れざるやう努力すべきなり。加之、商人は社會に於ける自己の地位を自覺し、精神の修養、徳性の涵養に努め、人格の向上を計り、以て其の本務を全うせざるべからず。

改訂 商業教科書卷二終



大正十二年六月三日印刷
大正十三年六月廿一日訂正印刷
大正十三年六月廿四日訂正發行

改訂商業教科書

定價	
卷一金二十六錢	卷一金四拾四錢
卷二金二十六錢	卷二金四拾四錢
簿記簿金二十錢	簿記金參拾四錢

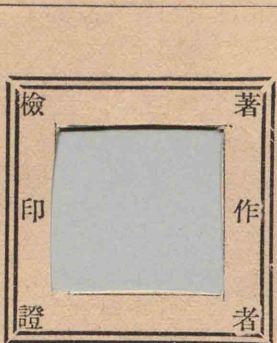
著者

廣島縣教育會

發行者 廣島縣鐵砲町三番地 合資會社 六盟館

右代表者 杉本敏治

印 東京市京橋區月町二十五番地 高橋 郁



發行所

東京市日本橋區鐵砲町三番地 合資會社 六盟館
電話特長大手一四七七番

發賣所

廣島市合資會社 廣島積善館
電話特長三五〇番
鹽屋 振替口座大阪二〇五一番

此是大理高川架地架下程小諸官函等理



友育紀
百貳

高
小玉孝義



廣島市外牛田村

小玉六義

